

令和 6 年 生坂村議会

第 2 回 定 例 会 会 議 錄

令和 6 年 6 月 12 日 開会

令和 6 年 6 月 20 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第 19-2 号

令和 6 年第 2 回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 6 月 3 日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期日 令和 6 年 6 月 12 日

2. 場所 生坂村議会議場

令和 6 年第 2 回 生坂村議会定例会議事録（6 月定例会）

1 日目

○報告 4 件

- ・専決処分の承認を求めることについて
(生坂村税条例の一部を改正する条例)
- ・専決処分の承認を求めることについて
(生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- ・専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度生坂村一般会計補正予算【第10号】)
- ・令和 5 年度生坂村一般会計繰越明許費について

○事件案 1 件

- ・生坂村移住者田舎ハウスの指定管理者の指定について

○条例案 1 件

- ・生坂村税条例の一部を改正する条例案

○補正予算案 1 件

- ・令和 6 年度生坂村一般会計補正予算【第 1 号】

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	5 P
・報告の朗読説明	8 P
・質疑・討論、報告分の採決	9 P
・事件案の朗読説明	11 P
・条例案の朗読説明	12 P
・予算案の朗読説明	12 P
・総括質疑	13 P
・議案の委員会付託	13 P
・請願・陳情、委員会付託	14 P
・散会	14 P

令和6年第2回 生坂村議会定例会

令和6年6月12日 午前10時 開議

議事日程

【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (生坂村税条例の一部を改正する条例)	質 疑 討 論 採 決
4	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
5	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度生坂村一般会計補正予算【第10号】)	
6	報告第5号	令和5年度生坂村一般会計繰越明許費について	
7	議案第30号	生坂村移住者田舎体験ハウスの指定管理者の指定について	総務建経 常任委員会
8	議案第31号	生坂村税条例の一部を改正する条例案	社会文教 常任委員会
9	議案第32号	令和6年度生坂村一般会計補正予算【第1号】	関係部分 委員会付託
10		総括質疑	
11		議案の委員会付託	
12		請願・陳情等について	
13		請願・陳情等の委員会付託	
14		散 会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 中 山 茂 也 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 田 中 翔 太 君

◎村民憲章唱和（午前10時00分）

○議長（太田譲君） 起立。礼。おはようございます。
村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ、郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。

我々は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。
ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。

○議長（太田譲君） では、1番、島議員の後に、ご唱和をお願いします。

○1番（島幸恵） （朗読）

○議長（太田譲君） 着席してください。

◎開会

○議長（太田譲君） これより令和6年第2回生坂村議会定例会を開会します。

○議長（太田譲君） 本日の会議に先立ち、申し上げます。
6月定例会はクールビズで行います。暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。
また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開け換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。なお、マスクの着用に関しては、個人の判断といたします。

○議長（太田譲君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎報告

議長（太田譲君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。
議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣しましたのでご報告します。
次に、監査委員から、令和6年4月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に、置きましたのでご覧ください。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 島議員、2番 山本議員を指名します。

◎日程2・会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月20日までの9日間に決定しました。

◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) ご報告します。本定例会に提出されている案件は、

報告第2号 専決処分の承認を求めるについて

「生坂村税条例の一部を改正する条例」

報告第3号 専決処分の承認を求めるについて

「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

報告第4号 専決処分の承認を求めるについて

「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第10号）」

報告第5号「令和5年度生坂村一般会計繰越明許費について」

議案第30号「生坂村移住者田舎体験ハウスの指定管理者の指定について」

議案第31号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」

議案第32号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」の報告4件、事件案1件、条例案1件、令和6年度補正予算案1件の計7件です。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで理事者より提案理由の説明並びに挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。それでは令和6年第2回生坂村議会6月定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今年は例年より遅く、まだ梅雨入りをせず、この頃は初夏を感じる暑い日が続いておりますが、これから出水期を迎え、土砂災害、河川の浸水被害などが心配な季節となりました。

議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。平素は村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻をいただいてますことに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、昨年6月定例会において、脱炭素先行地域づくり事業の調査、設計、普及啓発、執行事務費などの補正予算をお認めいただき、先月8日には脱炭素事業に係る外部評価委員会を開催をいたしました。令和5年度の事業進捗状況報告として生坂村脱炭素先行地域づくり事業の事業実施期間、事業目的、事業対象地域、事業の実施体制、全体事業の概要について説明をさせていただきました。

続きまして、脱炭素先行地域進捗状況報告票により、総論として、令和5年度の計画の変更箇所、今後の計画の変更の可能性、今後の展開について、選定時の評価委員からの講評について説明し、次に対象年度の事業の主なエリア図と進捗状況、民生部門の電力消費に伴うCO2排出削減ゼロの実現についての取り組みの内容などの説明を行い、委員各位からは、概ね高い評価をいただいたと感じているところでございます。

また、ゼロカーボン推進プロジェクト会議や事務局レベルでの打ち合わせでは、当初の計画に基づき、令和5年度の調査結果や現状等を加味しまして、株式会社いくさかてらすの収支計画、契約内容、電気料金などについて協議をしてまいりました。契約内容は、契約者によって諸々の条件があり、一概に統一が難しい点も多いところですが、オンラインPPAや売電など多くの事例を想定し検討してまいりました。

また、電気料金プランの設定は、当村の公共施設や民家などの現状調査の結果、電力料金の種類、中電ミライズの燃料調整費、燃料調整費の傾向と推移予測、低圧電灯のプラン、低圧動力のプラン、高圧のプランなど、多岐にわたり調査・検討してきました結果を反映しまして、次回のゼロカーボン推進プロジェクト会議で決定する運びとなりました。

その他にも、第2回の脱炭素事業に関する村内説明会において、検討や保留とさせていただいた事項について、回答できる事項はほぼ固まってきておりますが、未だ環境省との調整中の事案や、当村の現状を鑑み、森林整備や公用車EVシェアリングなど、引き続き検討協議をしていく事項もございます。

そして、株式会社いくさかてらすのPPA電力販売事業の収支、契約内容、電気料金のモデルケース、第2回説明会のQ&Aなどの内容をご理解いただくために、6月全戸配布の「龍と子」等に掲載する予定しております。

今年度の村政懇談会は、脱炭素事業に関する村民説明会を兼ねまして、今月24日月曜日の小立野区を皮切りに、7月29日月曜日の古坂区まで、10区に出向き行う予定でございます。

また8月3日土曜日は、村民会館会館講堂において、午後2時から子育て世帯を対象に託児所を設けて開催させていただき、Web会議システムのZoomでも参加していただくように予定をしております。

今後も村民の皆さんのご意見、ご要望等の把握に努めるため、村民の皆さんから負託をいただいた議員各位および区長会などの各種会議や、頼りにされています地区担当職員、地域支援等のいくさか大好き隊員からも村民の皆さんのご意見ご要望を把握している状況ですので、引き続き村民の皆さんとの対話を重視した村政運営と情報公開の取り組みに努めて参る所存でございます。

今年度の県の地域発元気づくり支援金を有効活用して行います各種事業は、（村名）申請の3件と団体申請の2件に対しまして、今年度は申請しました5件全部が採択されました。

採択いただいた5事業の支援金は1239万4000円で、総事業費1580万7000円により各種事業を実施するために、今定例会に関係予算を計上させていただきました。

この元気づくり支援金事業によりましても、村民の皆さん協働による取り組みを行っていただき、地区村の活性化、村民の皆さんの生きがいづくりに結びつき、村内外に生坂村の元気を発信していただきたいと考えるところでございます。

昨年度に採択をされました、農山漁村振興交付金の最適土地利用総合対策を活用し、現在は農地の現況を中心に地域ぐるみの話し合いを行っております。今後は、その話し合いの内容を反映して、農地の最適な土地利用構想の策定を進めていくために、地域ぐるみの話し合いや意向調査の結果について、生坂農業未来創りプロジェクト会議で検討協議し、各区の特色を生かした生坂スタイルの営農パターンを構築して参ります。

農山漁村振興交付金農泊推進型により、昨年度から農泊体験ツアーを実施するなど、交流人口の増加を図るために、通年で宿泊者の受け入れが可能なやまなみ荘を体験交流の拠点として、多様な活動グループ等が参画することで、観光客の誘致を図り、滞在者に対して豊かな自然との触れ合いや温もりのある食の場、体験の場、リフレッシュする安らぎの場を提供できる農泊に取り組んでいるところでございます。

生坂村農林水産物生産者組合が主体として、生坂農業未来創りプロジェクト会議、農業公社、おじさま俱楽部、女・人（ひと・ひと）竹っこクラブ、ハチクの会など多くの団体のご協力をいただき、道の駅いくさかの郷を核とした地域振興策を図り、村民の皆さんの生きがい対策農産物等の地域資源の消費拡大や販売促進などにより、所得向上に結びつけるとともに、当村の豊かな自然や風土等の観光資源を生かした事業や情報発信などにも取り組んでいるところでございます。

今年度の第6次総合計画を根幹に、いくさか村づくり計画を実行計画として、生坂村の活性化や人口減少の抑制を図るなどの生坂創生のため、さらに脱炭素先行地域づくり事業をはじめ各施策を進めることにより、多くの課題を解決または方向性を見いだしていきたいと考えているところでございます。それには村民の皆さんが絆を大切にして、地区、村を守り育てていこうという責任感を共有していただきますとともに、村政運営に対して引き続きのご理解とご協力をお願いしながら、協働による村づくりを継続していかなければと考える次第でございます。どうか議員各位におかれましても、生坂村のために格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提出させていただきました議案は、報告4件、事件案1件、条例案1件、予算案1件の計7件でございます。

報告第2号 専決処分の承認を求めるについて

この報告は「生坂村税条例の一部を改正する条例」で、関係法令の一部改正の施行により、関係部分の改正を行う条例の専決処分であります。

報告第3号 専決処分の承認を求めるについて

この報告は「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」で、関係法令の一部改正の施行により、関係部分の改正を行う条例の専決処分であります。

報告第4号 専決処分の承認を求めるについて

この報告は「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第10号）」で既定額に1億3014万1000円を追加して総額を25億4580万3000円とする補正予算の専決処分であります。地方交付税、譲与税、各交付金、その他の歳入額の決定と、それらに係る歳出予算を補正するもので、主な内容は、歳入で地方交付税1億5552万4000円を増額し、寄附金を2784万3000円減額しております。

歳出では総務費で1億3074万4000円の増額しております。

報告第5号 「令和5年度生坂村一般会計繰越明許費について」

この報告は、令和5年度生坂村一般会計について」地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許をしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第30号「生坂村移住者田舎体験ハウスの指定管理者の指定について」

この議案は生坂村移住者田舎体験ハウスの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第31号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」

この議案は生坂村税条例の一部を改正する条例案で、関係法令の改正により、条例の関係部分について改正を行う条例案であります。

議案第32号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額に1億6894万9000円を追加して総額を33億594万9000円とし、地方債の限度額を7370万円追加し、債務負担行為の設定2件をする補正予算であります。

主な内容は歳入で地方交付税716万6000円、分担金および負担金1862万円、国庫支出金3015万2000円、県支出金2220万8000円、諸収入1710万3000円、地方債7370万円を増額し、歳出では、各款において人事異動等による人件費の補正を行い、総務費6270万5000円、民生費1513万6000円、農林水産業費 2583万7000円、土木費6542万9000円を増額し、衛生費で332万7000円減額する等の補正予算となっております。以上の議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（太田譲君） 提案理由の説明並びに挨拶が終わりました。

◎日程3・報告第2号

○議長（太田譲君） 日程3・報告第2号 専決処分の承認を求めることがありますについて

「生坂村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） （住民課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程4・報告第3号

○議長（太田譲君） 日程4・報告第3号 専決処分の承認を求めることがありますについて

「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程5・報告第4号

○議長（太田譲君） 日程5・報告第4号 専決処分の承認を求めるについて
「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第10）号」を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 報告第2号から第4号の報告3件について朗読説明が終わりましたので、
質疑・討論に入ります。

質疑・討論のある方の発言を許します。初めに質疑はありませんか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員

○1番（島幸恵君） 報告第2号 村民税の減免第51条、第71条、第139条の3についてお伺い
したいんですけども、「ただし村長が当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかで
ある」というその同項各号をっていうのを、すいませんわかりやすくご説明いただけますでしょ
うか。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） 条例の関係、第51条でございますが、そこに該当します各号でご
ざいますけれども、生活保護法の規定によります保護を受ける方、また当該年において所得が皆
無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずる者と認められる者、また学生
および生徒、公益社団法人、公益財団法人また前各号に定める者の他村長が行政上特に認める
者、また許可地縁団体、特定非営利活動法人等と51条の関係についてはなってございます。

また71条でございますが、納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号
でございます。

また、土地にあっては、その所在、地番、地目等ということになっております。

また家屋にあってはその所在、家屋番号、償却資産にあっては、その所在、種類、数量、価格、減免を受けようとする事由およびその被害の状況等ということでございます。固定資産税の減免に関するところでございます。

続いて、139条の3でございます。こちら減免することができることとしまして、公益のための直接占用する土地、村の全部または一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地、また、前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるものということにしております。以上になります。お願ひいたします。

○議長（太田譲君） その他質疑ございますか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員

○1番（島幸恵君） すいません。ただいまの説明いただきましたところで、その前のものに關しては、書類を添付して村長に提出しなければならないとなつていて、その赤で、今回その改正されるところ、ただし村長は、というところを今ご説明いただいたわけなんですけども、この場合というのは書類などをその申請をする必要というのはあるのでしょうか。ないのでしょうか。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） 書類の提出は必要ないということでございます。

○議長（太田譲君） その他質疑ございますか。

○議長（太田譲君） なければ、次に討論はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ質疑・討論を終結します。

◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

「生坂村税条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて

「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて

「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第10号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程6・報告5号

○議長（太田譲君） 日程6・報告第5号「令和5年度生坂村一般会計繰越明許費について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長（太田譲君） この報告第5号「令和5年度生坂村一般会計繰越明許費について」は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩をとります。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

◎日程7・議案第30号

○議長（太田譲君）○議長（太田譲君） 再開します。

日程7・議案第30号「生坂村移住者田舎体験ハウスの指定管理者の指定について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君）以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程8・議案第31号

○議長（太田譲君）日程8・議案第31号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（中山茂也君）議長。

○議長（太田譲君）住民課長。

○住民課長（中山茂也君）（住民課長 朗読説明）

○議長（太田譲君）以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程9・議案第32号

○議長（太田譲君）日程9・議案第32号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君）議長。

○議長（太田譲君）総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○住民課長（中山茂也君）議長。

○議長（太田譲君）住民課長。

○住民課長（中山茂也君）（住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君）議長。

○議長（太田譲君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）（健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（真島弘光君）議長。

○議長（太田譲君）振興課長。

○振興課長（真島弘光君）（振興課長 朗読説明）

○教育次長（坂爪浩之君）議長。

○議長（太田譲君）教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君）（教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程10・総括質疑

○議長（太田譲君） これより日程10・総括質疑に入ります。

議案第30号の事件案1件、議案第31号の条例案1件、議案第32号の令和6年度補正予算案1件、計3件について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎日程11・議案の委員会付託

○議長（太田譲君） 次に、日程11・議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。

議案第30号の事件案1件、議案第31号の条例案1件、議案第32号の令和6年度補正予算案1件について慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。

よって、3議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程12・請願・陳情の提出

○議長（太田譲君） 日程12・請願6第1号

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻ること」を長野県知事に求める請願

請願6第2号

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願

陳情6第2号

「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと」を求める陳情
陳情6第3号

「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准」を求める陳情

◎日程13・請願・陳情の委員会付託

○議長（太田譲君） お諮りします。

ただいま議題となっている日程12の請願2件、陳情2件の内容は、お手元に配付のとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。

よって、日程12の請願6第1号、請願6第2号、陳情6第2号、陳情6第3号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

ここで事務局に常任委員会付託案件表を配付していただきますので、しばらくお待ちください。

◎散会

○議長（太田譲君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月13日木曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。本日はこれにて散会します。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会 午前 11時46分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 6年 6月 2日

議長

るの庵

署名議員

鶴 村

署名議員

山本 吉人

令和 6 年第 2 回 生坂村議会定例会議事録（6 月定例会）

2 日目（6 月 13 日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 6 人
- ・散会

・一般質問	4 P
吉澤弘迪議員	4 P
島幸恵議員	14 P
字引文威議員	28 P
平田勝章議員	34 P
望月典子議員	43 P
山本吉人議員	47 P
・散会	55 P

令和6年第2回 生坂村議会定例会

令和6年6月13日 午前10時 再開

議事日程

【2日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 中 山 茂 也 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 田 中 翔 太 君

開議 午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長(太田譲君) これより令和6年第2回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては個人判断とします。

○議長(太田譲君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 藤澤議員、4番 望月議員を指名します。

◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2・一般質問を行います。順番に発言を許可します。初めに、8番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 一般質問を行います。8番 吉澤弘迪です。

私は、農業振興と土地利用というテーマで、一般質問を行います。

時代の変遷で、社会情勢や生活環境に変化があったとしても、農業は生坂村の基幹産業には変わりはありません。村では、村民の高齢化、人口減少により、農業従事者の減少し、耕作放棄地が拡大することが懸念されています。村では農地を含め、地域農業をどのように守っていくかを明確にするために、農業経営および地域農業をどのように守るか、農地利用状況に関する意向調査を実施し、将来の農業のあり方を検討する最適土地利用対策事業を実施しております。

農業は、環境保全、災害防止の他に、集落維持、人口増加など、食料生産の他に、多方面に大きな貢献を果たしております。

その農業の基盤となる農地は、貴重な地域資源であり、そのことから人口減少にある農業従事者の減少、それによる農業荒廃地の拡大のある当村の実情から、今後村の基幹産業として農業をいかにして進行するか、また農業の基盤になる農地をいかにして守り利用するのか、その考えを振興課長、副村長、村長に伺います。

まず最初に、ブドウ専業農家で新規圃場の必要性について、振興課長に伺います。ブドウ専業農家からは、現在のブドウ栽培地の他に、規模拡大、50アール以上のため必要とされる新規圃場の要請と農業公社からは、実習生の就農のために必要とされる新規圃場の要請があると聞いています。私が振興課からの聞き取り調査の資料を、そこに添付してありますので参考にしてください。規模拡大に対しては、圃場面積は不明ですが、公社実習生の就農に必要な圃場、新規就農者向けは令和6年から令和8年までの3年間に約315アール必要となります。新しい圃場整備に関する取り組みと、その候補地面積について伺いたいと思います。

なお、添付資料では、草尾、大日向、上生坂地区の平均圃場、1人当たりは50アール以上になっておりますが、実際には1人当たりの圃場には大小があり、これが拡大を希望する人たちの不満の原因と言われております。今後の拡大できる圃場はやめる人の畠しかないというのが、実情であります。よく参考資料について参照していただきたいと思います。振興課長に、以上のことについてお伺いをいたします。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） それでは、ブドウ専業農家の新規圃場の必要性等につきましてのお尋ねに、回答したいと思います。

令和6年度は2名が就農し、草尾上野の圃場を活用し、農業経営を行っています。令和8年度は、1名の就農を予定しており、草尾上野の圃場を活用予定しております。令和9年度は、1名の就農を予定しており、大日向 南平の圃場を活用予定としております。

新しい圃場整備に関する取り組みにつきましては、上生坂 万平常会からブドウ畠への圃場整備の要望がありました。これを受けまして、最適土地利用総合対策事業による地域ぐるみの話し合いにおいて、圃場整備を行う農地等を明らかにした上で、長野県松本地域振興局農地整備課や長野県土地改良事業団体連合会などの専門家と現地踏査を行ったところ、約160アールほどの圃場整備は実現できそうな見通しでございます。以上、答弁といたします。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 今振興課長のお答えで160アールぐらいは新規圃場が整備できるじゃないかというお答えでございますが、私の調査は315アールということで、到底足りないというのが実情でございます。そんなことを鑑みまして、さらに再質問をいたします。

規模拡大に向けての耕作地の対応は、耕作をやめた人の農地が中心となります。当村は山間地で、農家の耕作面積は小さく、農地として利用できる農地は有限であります。このことを考えて、農地の拡大だけを考えるのではなく、経営面に工夫が必要であります。

まず一つとして、反収収益の高い経営の転化、先ほどの資料を参考していただければ他のブドウの品種がありますが、巨峰の以外に拡大の差がございます。

それから、2として収入の少ない冬季間のブドウ栽培だけではなく、他の農作物を栽培する工夫が必要ではないかと思います。例としては、いちごをハウス栽培であること、アスパラガスのハウス栽培等がございます。

3として大きな問題としてブドウ専業農家の中には、後継者の少ない農家が多いと聞いております。後継者がないと、土地が遊休地として発生する心配があります。後継者問題については、どのように考えているか。

この3つについて、振興課長にお伺いをいたします。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） それでは、吉澤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、ブドウ専業農家向けに新規圃場また反収の高い経営の転化につきまして、でございますが、現在農業者の経営判断による消費者等のニーズを勘案しつつ、高単価な品種への改植などを行っているところでございます。今後更なる高収益化を目指す経営体へ相談対応としては、松本農業農村支援センター技術経営普及課の職員の指導を仰ぎながら進めてまいりたいと考えます。

また、2つ目の収入の少ない冬期間のブドウ栽培だけでなく、他の作物を栽培する、イチゴ、アスパラ等のご質問でございますが、ブドウ農家の中にはブドウとは収穫期がずれるネギなどの栽培を行い、農業所得の向上を図っている経営体がいます。

ブドウ栽培は、冬季間から剪定作業等が始まりますので、複合経営につきましては、経営判断によるところであります。今後、複合経営を行いたいという意向があった場合には、農地の斡旋等を行っていきたいと考えております。

3つ目でございますが、ブドウ農家の後継者につきまして、というお尋ねでございますが、現在ブドウの圃場につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づきまして、所有者から農業公社が借り受けて、それを担い手に対して配分をしております。農業経営の廃止、中止等が生じた場合には、農業公社が中間管理を行うなど、継続的に耕作を継続した上で、再度担い手に配分するなどの調整を行ってまいりたいと考えております。以上答弁といたします

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 今の振興課長のお答えの中で、2番目の多品種を作るという問題につきましては、現在ネギだとか、それからイチゴ、アスパラをやってる人がいるわけですが、新たにですね、やっぱりハウスを作ってイチゴをやりたいとか、それからアスパラをやりたいという人がいまして、それらの土地をやっぱり心配してやることが必要ではないかと。それから、もうひとつはですね、その後継者問題については、今大型になっているブドウ農家で法人化を考えております。

法人化ということになれば、村の自主財源として法人税が入りますので、これはプラスであるわけですが、それが本当の、その後継者の継続になるかどうかということは、全く不明でございますのでこの点について今さっき申し上げた3つについて、農業公社と振興課とよく話し合って、それらの対応をさらに詰めていただきたいと、かように思います。

それでは、2番目の質問をいたします。中山間地域集落組合の強化について、副村長にお伺いをいたします。

中山間地域直接支払組合は村内には、9団体、支払い金額は、令和5年度総額で830万。組合事業は水田の畦畔の草刈り、水路の泥上げなど、水田の環境改善と耕作放棄地へのねぎ、大豆、

そばなどの転作を行い、荒廃地の減少に努めております。しかしながら、村内の中山間地域支払組合は、組合員の老齢化と組合員の減少により、組合の事業を今までどおりに積極的に実施することが困難な状況にあります。

そこで、この事業をスムーズに実施するために、2つの提案をいたします。

1つとして省力化のための大型機械の導入に対する補助、支援。

2として、都市の労働組合員、大学と協定を結び、小グループによる援農、すなわち、農業を助けることですが、援農による組合事業に協力を求め、労力を外に求めることが必要と考えます。

このことについて、前にも一般質問でいたしましたが、その回答をしていただいた副村長に、続いてお伺いをいたしたいと思います。特に2については、遊休農地の解消、それから村の宿泊施設利用、それから新しい形の、今は、村の公民館長をやってもらうとか、変わった形の応援給付金が発生しておりますので、応援給付金の返礼品に利用でき、新しい農業体験になるとを考えますが、副村長のお考えを伺いたいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、8番 吉澤議員の質問に対してお答えをいたします。

まず、初めに省力化のための機械の導入についてです。吉澤議員ご指摘のとおり、村内の中山間地域集落組合は北平、鳥原、下生坂、梶本、日岐、下生野、清水、小立野、大日向、ブドウ生産組合の9組合があり、交付金額は少ない組合で12万1000円、多い組合が229万4000円を村から交付し、合計で、830万円の交付となっております。そして各組合で集落協定を結び、様々な活動を行っております。

吉澤議員ご指摘の省力化のための機械の導入についてですが、一つの方法としては、中山間地域集落組合で集落協定により、トラクターやコンバインなどの機械を購入していくために、交付金を積み立てていく方法があります。

もう一つの方法としては、国の農林水産省の集落営農活性化プロジェクト促進事業を申請し、事業を実施していく方法があります。この事業は、集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、ビジョン作りとその実現に向けた具体的な取り組みを総合的に最長3年間支援していく事業であります。この事業では、集落ビジョンの策定を行い、農業機械等の購入に対して2分の1以内の補助となっておりますので、この事業を申請し、採択されるように取り組んでいくのも一案と考えます。

次に、都市の労働組合、大学と協定を結び、小グループで営農組織への支援について、お答えをいたします。吉澤議員二つ目の提案の都市の労働組合、大学と協定を結び、小グループで営農組織への支援についてですが、令和5年度から生坂農業未来づくりプロジェクト会議が事業主体となり、農産漁村振興交付金事業 農泊推進型 を実施して、農業体験ツアーを実施しております。昨年度は夏と秋に実施し、27名の方を受け入れました。また、今年度も春に行い、14名の方の参加がありました。

このように農業体験については、実施しておりますが、吉澤議員ご提案の都市部の労働組合や大学と協定を結び、営農組合を管理している田畠の作業や収穫をお手伝いしていただく取り組みについては行っておりません。

しかし、このような取り組みが実現できれば、営農組合が活気づいてくることと、やまなみ荘への誘客、ふるさと納税の増加に繋がるのではないかと私も思います。

当村では平成25年、UAゼンセン長野県支部と村づくりに関する協定を結んでおり、様々な事業に協力をしていただいております。UAゼンセンは、日本最大の産業別労働組合で、繊維、衣料、化粧品、化学、エネルギー、食品、流通、レジャーサービス、外食など国民生活に関する産

業の労働者が結集して組織された産業別労働組合ですので、吉澤議員、ただいまのご提案の内容について、UAゼンセン長野支部に依頼をし、ご協力をいただけるか検討してまいりたいと思います。答弁は以上です。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 1の問題については、自動のラジコンの草刈り機などを、もう既に導入をしていただいているわけですけれども、実際には畦畔の草刈り機というのは、傾斜が強いと非常に苦労で、ラジコンの機械を使うといつてもですね、なかなかついて歩かなければいけないということで、省力化にはあまり繋がっておらず、利用率が非常に少ないと話を聞いております。新しい機械ですね、もうどういう違ったものがあるように聞いておりますので、そこら辺を振興課等で研究をしていただいて、新しい草刈り機を導入することを考えていただければいいじゃないかと。

それからもう一つ、先ほどの援農について、さらに副村長にお聞きをいたします。私は、以前の一般質問で、農業体験事業に都市の労働組合、大学、市民グループの小グループまたは家族による当村の農業、稲作への援農事業を提案したことがありましたが、今年の6月2日の信毎の「この地から」というタイトルの宮田村の農業の紹介の中に、「多様な人間が加わる農業の芽はある、農家でなくても、担い手グループに参加し、農作業を手伝えば、収穫した減農薬米を利用できる。親子連れでお茶を飲みながらの交流がコロナ禍でも続いてきた」という記事がありました。私が提案した援農の目的の農業体験事業が、既に実施されていることをこの記事から知りました。

生坂村の農業体験事業も長期間同じスタイルで実施されていますが、援農による中山間地域集落組合の強化、また新しい意味でのふるさと寄附金の新しい返礼金などにできるよう、農業体験事業の内容の変更を提案いたしますが、村長、副村長はいかがお考えになっているかお伺いをいたします。特に援農については、各集落組合で実施し、宿泊とか交流会は中央で行うことを提案いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの農業体験事業の内容変更についてお答えをいたします。

現在の農業体験事業につきましては、春、夏、秋の3回行い、それぞれ参加者を募集している状況であります。吉澤議員ご提案のように、同じ方が年間通して、同じ箇所で稲作など作業を行えるような農業体験ができる、収穫できた米はいただけるような仕組みができれば、参加者にも喜ばれ、参加者が増えれば集落営農も活性化していくのではないかと考えます。

先ほど答弁したように、UAゼンセン長野県支部に依頼し、ご協力をいただけるか検討する際にあわせて、このような体験ができないか提案をしていくように考えていきたいと思います。答弁は以上です。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 工夫をして変わったスタイルの農業体験をぜひ実施してほしいと思います。

それでは3番目に、今、村で行われている 最適土地利用対策事業について、振興課長にお伺いいたします。3つのタイトルがあり一括質問いたしますので、お答えを願いたいと思います。

最初に、村内の農地所有者を対象に令和6年1月15日から令和6年2月2日までに、778人を対象に、アンケート調査を実施しましたが、その結果、農地利用の規模と将来の地域農業のあり方で、今後どのように取り組むべきか、その方向性が判明したと思いますが、その概要についてお伺いをしたいと思います。

2として、最適土地利用対策事業の中に、粗放的農地、すなわち山林にするとか、花木を作るとか、放牧地にするとかという、そういう事業があり、これは地域の話し合いに基づいて、荒廃し、若しくはその恐れのある農地の有効利用維持に取り組むモデル的活動を支援するもので、支援事業には交付金があると聞いていますが、その概要についてお伺いしたいと思います。

3として、農地利用については、人・農地プランの法定化で、集約化を図る農地と集約化を図る困難な農地に分けられる。この場合、農地の所有権や賃貸権の設定移転の必要が出てくる。この場合、市町村の農業委員会を通じて、農地一筆ごとに手続きをする必要があったが、この手続きを簡略する農山村活性化法が定められていると聞いているが、この法律について概要をお伺いしたい。

以上3つについて、一括して質問いたしますので、続けてご回答をお願いしたいと思います。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） それでは、8番 吉澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、最適土地利用総合対策事業、農業経営に関する調査の概要につきましてご説明ご回答いたします。全国的な高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や荒廃耕作放棄地が拡大することは懸念されていることから、農地を含め地域農業をどのように守っていくかを明確化するために、農地所有者に対して、農業経営に関する意向調査を行い、将来の地域農業のあり方を検討するため、農地所有者または納税義務者のうち、宛名が明らかな方、778名を対象に調査を行いました。回答者数は、490名で、回答率は62.9パーセントでした。回答者の居住地ですが、村内が51パーセント、県内が40.2パーセント、県外が8.6パーセント、無回答は0.2パーセントでございました。

今後の農業経営の意向では、農業を行っていない方は、43パーセント、現状の規模を維持したい方は29.1パーセント、近い将来農業をやめたい方は11.8パーセント、規模を縮小したい方は7.1パーセント、規模を拡大したい方は0.6パーセント、その他は8.4パーセント、でございました。

この調査により農地所有者の半数弱が村外居住者であることや農業を行っていない方が多いことが明らかになりました。そのため、この調査結果を踏まえつつ、地域ぐるみの話し合いにより農地利用の現状を捉え、守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分した上でその手法等につきまして検討してまいりたいと考えます。

次に粗放的利用体制についてお答えいたします。粗放的利用体制整備は最適土地利用推進事業のうち、営農定着のための支援として上限3年間とされており、取り組み内容により10アール当たり5,000円から10,000円が交付されるものでございます。なお中山間地域等直接支払交付金の対象農地は助成の対象外となります。当村では最適土地利用推進事業のうち、実証事業により持続的に農地を保全するための取り組みを進めてまいります。

次、3つ目の「農山村活性化法」の概要につきましてご回答いたします。「農山村活性化法」これにつきましては、正式名称、「農山漁村の活性化のための定住等および地域間交流の促進に関する法律」という名称でございます。

この法律は人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活性化が低下していることを鑑み、農山漁村における定住等および農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずるこ

とにより、農山漁村の活性化を図ることを目的としております。都道府県または市町村は、農地農用地および隣地が当該地域内の土地の相当分を占めていること、その他当該地域の土地利用の状況、農林漁業従事者数等から見て、農林漁業が重要な事業である地域であることなどの要件に該当すると認められるものにつきまして、定住等および地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画を作成することができます。これに合わせて所有権移転等促進計画を作成、公告することにより、施設整備に関する事業、農用地の保全等に関する事業に必要な土地の所有権、賃借権等の権利関係を個別の契約によらず、一括して設定移転することが可能となります。所有権移転等促進計画においては、譲渡人、譲受人の氏名または名称、住所、土地の所在、地番、地目、面積、土地の利用目的、所有権移転の時期、権利の種類等、農地法の規定に準ずる内容を記載する必要があります。

また所有権移転等促進計画を定めようとする場合において土地の全部または一部が農用地である場合、あらかじめ都道府県知事の承認を得なければなりません。

のことから、一括して所有権移転等の手続きを行う場合には、円滑な事業実施が可能になる措置であります。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 続いて最適土地利用総合対策について、振興課長にお伺いいたします。

最適土地利用総合対策は、市町村で協議会を作り、地域ぐるみの話し合いを行い、営農をまもるべき農地と、粗放利用を行う農地に整理して土地利用の構想を作り、交付金がもらえることになっております。体制整備や土地基盤の作成などのソフト事業には、上限5年間で、1年に1000万交付されます。また、土地利用構想に沿った基盤整備や作業道の修繕などハード事業については、上限5年間で総額の50パーセントで上限2000万、1年間で交付が可能であると聞いております。

当村では、最適土地利用総合対策事業を実施して、これらの交付金を利用し新しい事業を行う計画があるか、振興課長にお聞きしたいと思います。特にソフト事業については、農地保全推進委員の報酬について今議会で補正予算計上されておりますが、先ほど申しましたハード事業については、どのような事業を行う計画があるか、お伺いいたします。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) それでは、8番 吉澤議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概要、実証事業等の推進事業につきましては、上限5年間で年間1000万円を上限として定額で交付されるものであります。また、基盤整備等の条件整備に係る整備事業の交付率は、事業費の55パーセントであり、上限2000万円でございます。この事業は地域ぐるみの話し合いにより、土地利用構想に基づく整備が可能であります。

現状、具体的に基盤整備を予定しているのは、万平の圃場整備と下生坂雲根地区の農道の拡幅でございますが、他の補助金交付金等を検討したところ、村の財政的に有利なものがありましたので、そちらを活用する予定となっております。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 事業の内容についてよく精査をして、多方面に利用できる面があると思いますので、活用をお願いしたいと思います。

続いて4番目として、農業振興について村長にお伺いいたします。今、村は、令和6年度予算が議会で承認され、その中心となる脱炭素事業に行政も全力で取り組んでいます。従って村民の村政に関する関心も脱炭素一色であると言えます。

しかし、農業については冒頭でも申し上げたように、社会情勢の変化で、村が衰退しているとはいえ、村の基幹産業として食料生産の役目の他に、自然環境の保全、災害防止の役目、さらに人口増加の役目だの他方面に貢献しています。

私は特に農業について申し上げたいことは、当村の村民の温かく、思いやりのある心と、伝統と共生した精神は、農業の集落形成の中から生じたもので、心の絆から生じたもので、村がどのように変化しても、村を守るべき心は不变のものであって、農業が振興なくしては村の繁栄はないと考えます。

そこで、村長に申し上げたいことは、村民の生活経済に貢献する脱炭素事業を強力に進めると同時に、村の重要な基幹産業の農業の振興も同時に強力に進めて、調和のとれた村政を行ってほしいということあります。5月29日、国では、環境と調和のとれた食料生産システムの確立と食料安保を確立するために、農業の憲法というべき食料・農業・農村基本法が、改正されました。国も農業の必要性を今までと違った面から支援することを決定したのであります。

そこで農業振興について、2つの提言があり、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

1つ目は、農業未来づくり会議の検討内容であります。私は、2年間委員として在籍しましたが、会議の検討内容が、道の駅の売り上げが中心で、幅広い村の将来の農業の方向性について、検討、議論されることはあまりありませんでした。農業基本法も改正され、農業に関する諸制度も、今後継出すると思われますので、どんなことが村の村政に反映できるか検討を行い、将来の生坂村の農業をどうするのかの問題解決の場にしてほしいと考えます。

2つ目は、農業懇談会の再開であります。コロナ禍以前には、毎年村内の農業問題についての話し合いが、区ごとに農業懇談会として行われておりました。この懇談会は、行政懇談会と違って、農業者のみの集まりであったために、農業の現状と村の農業の将来について、村の農政関係者と胸を開いて真剣に話し合うことができ、村の関係者も、農業に関する村内の情報を細かいことを知る場であり、大変有意義であったと考えます。ぜひ今後も再開できないでしょうか。以上、農業振興とそれに関する提言を行いましたが、村長はいかが考えるかお考えをお伺いしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。

生坂農業未来創りプロジェクト会議の検討内容についてということでございますが、生坂農業未来づくりプロジェクト会議は、農業関係機関・団体の連携によりまして農業施策の調整を図るとともに、生坂農業および、産業の活性化に寄与するため設置をされました。

当会議では、農業生産に関すること、人・農地プランに関すること、凍霜害等農産物被害に関する事、安定した農業経営を実現するための各種支援策、道の駅 いくさかの郷 に関する事と、農山漁村振興交付金に関すること、村の農業振興に関することなどにつきまして、関係機関団体等々、検討協議を行ってきております。また、平成30年9月に活性化施設 いくさかの郷 が開業しまして、平成31年4月には長野県50番目の道の駅として開業をいたしました。

生坂村政の中核施設であります いくさかの郷 における農産物の販売促進を図り、農業所得および生産意欲の向上を推進することにより、村の農業、産業の振興に繋がることから、毎月協議

をお願いしてきたところでございます。その結果、会合から年々、農産物直売所の売上高、および来場者数、生産者出荷件数が増加をしており、順調な運営がされているところでございます。

また、国では農地法 「農業経営基盤強化促進法」 「食料・農業・農村基本法」 の改正さらには「みどりの食料システム戦略」を提示するなど、農業を取り巻く環境は急速に変化をしているところでございます。

このような状況下、まずは今年度「農業経営基盤強化促進法」に基づきまして、地域計画を策定しなければなりませんから、生坂農業未来づくりプロジェクト会議におきましても、関係機関等と連携をしながら、地域の実情に即した持続可能な農業経営を推進していきたいと考えているところでございます。

2つ目の質問でございますが、農業懇談会の再開についてということでございます。令和5年度から最適土地利用総合対策事業によりまして、地域ぐるみの話し合いを行っているところでございます。この話し合いでは、地域農業の現状を捉えつつ、将来の農地利用のあり方を、明確化していくものであり、今年度末までに、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画として公告する予定でございます。

この地域計画は「人・農地プラン」同様に、地域の実情等を踏まえつつ、毎年見直しを行ってまいります。

のことから、令和7年度以降も地域ぐるみの話し合いを継続的に行っていく予定でございます。話し合いを継続していく中で、県、農協、農業公社、農業委員会等と、関係機関も含めて検討協議をする必要が生じた場合におきまして農業懇談会として開催することを検討したいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 話す時間も少なくなりましたので、最後に重要な農政の振興についての再質問を村長にお伺いしたいと思います。

農業基本法で国の政策変更で、転作に協力し、畑作物に切り替えた農家は、5年に一度、畑に水を張らないと支援対象から外されるということが今回決まっております。この変更は、当村にとっては大きな変更で、現在、雲根地区、小立野地区は、大豆小麦に転作をし、公社へ大豆を供給しておりますが、特に雲根地区については、面積は110アールで、5年に一度水を張るということになれば、水路の整備だと畠畔の整備に費用がかかる上に、1年間、農業公社へ村内で利用する村の特産品の原料となる大豆、麦の生産ができなくなります。

国の政策や県の情報に詳しい村長に以下の事項についてお伺いをいたします。

ひとつ、5年に一度水を張るということで、稻作に転換しろとは言っておらず、この言葉をどのように理解するのか、お伺いします。

2として、この国の政策変更については村の転作を行ってきた直接支払集落組合の組合員にとっては大きな痛手で、村はこの国の政策変更に対してどのように対応するのか、お伺いをいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 再質問にお答えをいたします。

まず5年に一度の水張りについてということでございますが、農林水産省では食料自給率、自給力の向上に資するうえに、大豆等の戦略作物の本格化とともに、地域の特色を生かした魅力的な産地作り、産地と事業者との連携に基づいた低コスト生産の取り組み、畠地化による高収益作

物等の定着等を支援するため、水田活用の直接支払交付金を交付しているところでございます。この交付金が、国から農業者へ直接交付されるものでございまして、今年度当村の交付申請者は12名でございます。対象となる農業者は販売目的で、対象作物を交付対象水田で生産します販売農家等になるところでございます。

ご質問いただきました5年に一度の水張りのルールについては、転換作物が固定化している水田は畠地化を促すことや、水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合には、ブロックローテーション体系の再構築を促すことを目的に、令和4年秋に具体化されたところでございます。

吉澤議員ご指摘のとおり、稻作に転換しなさいということではなく、転作作物が固定化している水田の畠地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すものであり、5年に一度水張りを行わなかった場合、水田活用の直接支払交付金の対象外となるところでございます。

今後、水田を畠地化して本作化に取り組む場合につきましては、畠地化支援もございますので、地域の実情や農業者の意向に即し対象の農業者と相談をしながら、よりよい方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。また、国の政策変更に対しての村の対応というご質問でございますが、先ほどの答弁のとおり、水田活用に直接支払交付金を活用しています農業者は、令和6年度12名でございます。その他の農業者はこの交付金を受けていないため、5年に一度の水張り要件は該当しないところでございます。

村では毎年、各水利組合に対しまして、転作奨励金を交付しているところでございまして、引き続き奨励金を交付することにより、水田の有効活用を推進していきたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今村長からお答えを願った内容の中でですね、雲根地区は前に私どういう奨励金を払っているか、転作奨励金を払っているかと思い出したところ、公社の岩間理事長が振興課長の当時に、産地向け奨励金と申しまして、特にその公社へ大豆を供給して大豆製品、豆腐等を作る原料にするということで、村独自で奨励金を出す制度がございまして、これは雲根がそれに該当しまして、雲根はよく考えてみると、直接集落組合員は、傾斜地が平するために該当しません。ですから、村の奨励金をもらっているということには、考えはやはり心配することはないわけですが、小立野地区は集落組合入ってまして、「まめってえ会」ですか、とうさんたちが生産をやっておりますが、これは直接にやっぱり影響を及ぼす。その内容を村長も調べられたと思いますけれども、水を張ればいいということですので、5月のその水が上がる時期に、水を田んぼへ張って代を搔いて、1ヶ月ばかり放置して水がなくなって灌水したときにまた起こして、豆を植えることが6月ですから、可能ではないかと。その中に、連作障害がなくなれば水を張ったと同じこととみなすという一項がございますので、それを利用すればいいじゃないかと、そのような指導をしていただければ、これは休まなんで、転作ができるということになりますので、ぜひそこら辺の考えを取り入れて農業公社、振興課で生産者と話し合ってほしいと思います。以上、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩にしたいと思います。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（太田譲君） 再開します。引き続き一般質問を行います。次に、1番 島議員

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。通告に基づき、一般質問をいたします。

私の初めての一般質問から1年経ちました。改めて、このような場所で質問することができ、ご回答いただけるということは、本当にありがたいことだなと思っています。

今回も、脱炭素先行地域づくり事業について最初に質問いたします。昨年5月の臨時議会で、村からの出資金600万円が議会で認められ、第3セクターの株式会社 いくさてらす が設立することになりました。もうすぐ設立1周年になります。代表取締役として、村長の所感を伺いたいと思いましたが、株式会社のことなのでご回答されないとのことでしたので、次の金融機関についての質問を最初に行います。

村長は、3月21日のブログに、「明日は金融機関の信頼をいただきまして、今年度の株式会社 いくさてらす に融資をしていただくことで、株式会社 いくさてらす に振り込まれる予定です。これまで我々のお付き合いの中で、その金融機関は信頼をしていただいた」と書いていらっしゃいます。その信頼をして融資をしてくれた金融機関はどちらでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの1番 島議員の質問についてですが、生坂村議会会議規則の見出し、一般質問 第6条に「議員は村の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」と定めてあります。お答えする前に、株式会社 いくさてらす の融資先についての質問が、どのように村の一般事務に関連するか、お聞きしたいので、反問権行使させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、島議員の通告にありました、株式会社 いくさてらす の代表取締役としての所感については、村の一般事務内との関連性はないと解し、回答はできませんでした。議長、反問権行使してよろしいでしょうか。

○議長（太田譲君） ただいま副村長から島議員の質問に対しての、反問権の行使の申し出がございました。質問に対しての内容の確認であるということを認め、反問権の行使を認めます。

○副村長（牛越宏通君） はい、ありがとうございます。それではただいま議長から反問権を認めさせていただきましたので、株式会社 いくさてらす の融資先についての質問がどのように村の一般事務に関連するか、島議員、お答えをお願いいたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 反問権行使ということで昨年に続き、行使をいただきました。いくさかてらすが、どのような金融機関と取引をしているかということは、村がやはり筆頭株主であります。筆頭株主が村であるということは、私達村民1人1人が筆頭株主であります。この金融機関との取引、どのような契約でいくさかてらすが取引をしているのか、これを知ることは事務的に、とても私は大事なことだと思いますので、ご回答をお願いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 議員から、ただいまいくさかてらすの融資先について、質問がどのように村の一般事務に関連するか、お答えをいただきました。

私には、金融先が、例えば違う金融機関であっても、一般事務には関連しないと思いますが、質問でございますので、お答えをさせていただきます。株式会社いくさかてらすに融資をしていただいた金融機関は松本信用金庫でございます。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） お答えいただきまして、今年度、太陽光発電設備と蓄電池設置事業がいくさかてらすから平林建設に委託されました。3月予算審議時に配付された資料に、事業費と環境省からの交付金3億9234万3000円の差額、1億6204万7000円は、自社で資金調達すると書いてあります。今年度の1億6204万7000円も、同じ松本信用金庫から借りることができるのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） はい、ただいまの質問にお答えいたします。

松本信用金庫と資金融資の調整をしていく際に、全体の事業費としてお借りしていくことで進めておりますので、今後の事業についても、松本信用金庫と調整をして融資をしていただく予定でございます。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 松本信用金庫さんからお借りすることができるということで、平林建設さんには今回の太陽光発電設備と蓄電池の設置、オフサイト調査設計費っていうのは、おいくらで委託されたのでしょうか。3月の予算審議のときにいただいた資料で、見積書の室長からの説明いただいた値段と、あと予定事業という大きな紙で書かれている補助金と、あとその差額というのを計算すると、ちょっとその見積書と違うんですけども、委託費用っていうのは結局おいくらだったんでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） お答えいたします。ただいまその質問については、通告にございませんでしたので、資料を用意してございません。私の記憶でお答えさせていただきますが、違っていたらご容赦いただきたいと思います。約3千数百万でした。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。資料、私持ってきておりまして、3月の令和5年度の平林建設さんの調査設計の方で出た見積もりというのが、6億652万9000円と、あと室長の説明ですと、オフサイト調査費の330万円を合わせて、6億982万9000円というふうに室長がおっしゃったのと、あとこちらの事業予定の方では3億9234万3000円が補助金で1億6204万7000円が、今年度金融機関から調達をしなければいけないお金、これを足すと、5億5439万円になります、だいぶ金額として違ってきたので、どちらのかなというふうに思って確認させていただきました。また資料が出たときに、教えていただきたいと思います。

それでは、次の質問なんですかけれども、プロジェクトファイナンスではないのは、その資金調達を目指したんですけれども、金融機関と合意できなかったということなんでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問にお答えをいたします。

プロジェクトファイナンスについてですが、株式会社 いくさてらす のPPA事業はプロジェクトファイナンスについて検討したところ、その規模感からプロジェクトファイナンスは組成できないとの結論が出ました。あくまでもプロジェクトファイナンスの手法を活用したキャッシュフローファイナンスを想定し、これで金融機関へ詳細な事業設計を出しながら売り上げが予想より低かった場合、費用が予想より高くなった場合など、シミュレーションを重ね、最終的に金融機関と合意することができました。答弁は、以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 先ほど答弁いただきました金融機関へ詳細な事業計画を出したということなんですかけれども、先ほど申し上げましたように、村は、いくさてらす の筆頭株主です。ということは、我々村民1人1人が筆頭株主ということになります。筆頭株主として いくさてらす が金融機関に提出した詳細な事業計画を見る必要があると考えます。村として いくさてらす に事業計画を出すように要求して、我々村民に開示していただけませんでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

いくさてらす の損益計算書ですね、については松本信用金庫から融資をいただいたときの損益計算書をもとにしまして、現在販売金額や操業費用等を、詳細に精査をして作成をしてまいりました。

そして、その損益計算書等についてはこの村政懇談会の際に行う脱炭素関連事業のときに、皆様に説明をさせていただきたいということで現在進めております。

そして、売上の根拠となる販売金額については、公共施設の低圧電灯プランの最大契約数が50施設で、販売金額が年間1261万4000円、ちょっと内容に触れます。高圧プランが11施設で1999万円、民間施設の低圧プランが48件で、販売金額が1531万7000円、一般家庭の契約数が、予想数で、これ努力してこのくらいは契約していきたいと思う数が365件で、販売金額が3988万5000円となっております。操業費用につきましては、外部電力調達量料金、オフサイトPPA託送料金、人件費、管理システムの使用料、雑草対策、損害保険料等が操業費用となっております。

このような内容をしっかりと検討しながらシミュレーションを作成していただき、今月の末から始まる村政懇談会また脱炭素説明会には、村民の皆様に説明をさせていただきたいと考えております。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。皆さんに説明してくださるということで、次なんですけれども、万が一返済ができなくなった場合っていうのは最終的な責任っていうのはどなたが負われるのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの いくさてらす の経営の最終責任についてお答えいたします。株式会社 いくさてらす の経営の最終責任については、会社の取締役および役員となります。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。会社の取締役員および役員の方が、最終的な責任を取られるということなんですけれども、これは会社の返済が万一滞った場合、村長、副村長としてではなく藤澤泰彦さんや牛越宏通さん、小峯さんなど取締役の方が個人として返済されるというわけではないですね。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 再質問についてお答えいたします。

万が一返済できなくなった最終の責任の取り方についてですが、どのような状況で返済できるのか、またそのときの状況により、責任のとり方が異なってしまいますし、そのときの株主の意見を聞かないといけないので、この場でのお答えはできません。

しかし、そのようなことがないように、慎重に損益計算書およびキャッシュフローを作成してきました。損益計算書を作るのに、販売金額を算定するために、先ほど説明したように、公共施設の洗い出し、民間施設の契約予想、一般家庭の契約関係予想を行い、各種電気料金プランの検討や、操業費用の算定では、外部調達電力料金、託送料金、国家資格を有する主任技術者や施設運営を行う職員の人事費、事業管理システムの利用料、施設の点検や管理料、雑草対策費用、損害保険料、一般家庭ポイント還元に伴う費用、事業税、固定資産税、法人税、借入に伴う償還金等を実務レベルで積み上げ作成をしております。

この脱炭素先行地域づくり事業は、今まで生坂村が行ってきた桑園からブドウ園への転換、県下で初めて設立し、新規就農者研修制度を確立した生坂村農業公社のように、生坂村の将来のために必要な事業と考えております。当時ブドウ園への転換や農業公社の設立を行っていなければ、山清路巨峰やイクサカラットも存在していませんし、桑園の荒廃化が解消していなかつたのではないかでしょうか。当時、ブドウ園への展開は多大な事業費を投じ、土地所有者に理解をいただいて、今の農業振興があると感じています。

このようなブドウ園の造成やその他、下水道事業等様々な大型事業を行ってきましたが、生坂村の財政状況は、皆さんご存知のように、公債費の減少や基金の増額により財政の健全化が続い

ております。このような事業を行ってきた過程の中には多くの問題に直面し、その都度、職員間で話し合い、理事者や上司に相談し、そして議会の皆さんからご意見をいただきながら、課題を乗り越えて今の生坂があると感じております。

今回の脱炭素先行地域づくり事業についても、村民の方にご理解をいただき、理事者、職員が一丸となって努力し、議員各位からご提言をいただきながら将来の生坂村にとって活性化に繋がるような事業として成功するように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 質問したことと違うことが長く答弁されたと思うんですけれども、私の質問時間がちょっと減ってるんですけれども、議長、その辺はどうなんですか。それは、特に問題はないんですか。

○議長（太田譲君） 今、答弁の中で、その過程について述べたものだと私は聞いてましたが、島議員がそう感じるのであれば、また後刻、全員協議会等で検討したいと思います。

○1番（島幸恵君） 質問を続けます。融資を受ける金融機関には債務保証や担保は求められなかつたのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） お答えします。融資をいただいた信用金庫からは、債務保証については求められませんでした。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 担保もというふうに伺いましたけど、担保もということでよろしいですか。はい。そうしましたら最悪の場合というか、あってはならないことなんですけれども、最後は信金さんが被るという理解をしました。村が今後 いくさてらす に増資をするということは考えていらっしゃらないでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 今のところ、村長とも話しましたが考えておりません。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 安心しました。次の質問に移ります。

同じ3月21日のブログに、村長は「議員各位もシミュレーションがない中で信頼をして議決をしていただいた結果」と3月定例会で当初予算が認められたことを書いていらっしゃいます。

脱炭素事業関連8億円弱の予算見積書が3月11日の総務建経常任委員会当日に配付されました。村が行う事業で導入予定の多岐にわたる設備の型番等が載っていたんですけれども、それがどういうものか、どうしてその設備が選ばれたのか。金額の妥当性、費用対効果、長期にわたって維持管理できるのかなど、私にはわかりませんでした。予算が認められてから入札をし、受け

た会社が実際に何を導入するか決めるので、見積書にある型番のものが入るとは限らない、という説明もありました。

太陽光発電事業においては、株式会社 いくさてらす と事業を委託される会社との契約なので、3億9234万3000円これは環境省からの交付金についていても、どんなパネル、蓄電池が入るのか、私達議員はわかりませんでした。会社と会社の契約なので、5000万円以上の契約であっても、事業者決定時に議会の承認も必要ありません。多額の税金を使う事業であるのに、お金がどのように使われているのか、私はとても見えにくいと感じています。昨年度の調査設計費もどのように使われたのか、成果報告書が出ていないのに今年も、マイクログリッド調査費で1650万円はついています。

村長は、長く議員をされ、議長経験もある方です。もし機械など専門家ではない私達議員の立場に立ったとして、当初予算時の説明が十分だったと考えていらっしゃいますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1番 島議員の質問にお答えをいたします。

当初予算の説明についてということでございますが、予算編成に当たりましては、村が導入しようとしています備品、機械器具等について、必要とする性能、大きさ、能力などから、それらが満たされている機種を業者などからもアドバイスをいただき、選定し見積もりをとり、予算に計上をしているところでございます。予算を執行する際は、予算時に検討した内容、性能などをさらに詳細にわたり検討し仕様書を作成し、入札を行うこととなります。

その際には、予算計上において参考にした機種を特定するのではなく、仕様書の中で、その機種と同等以上のものでも良いというのが一般的でございます。様々なメーカーから出されている同様のものがあるのに、機種を決めてしまうと、競争原理が働かないこととなってしまいます。予算編成時にも様々な検討調査をした上で予算計上をし、その内容を説明申し上げているところですが、それを必ず購入するということではなく、購入時、入札時に予算の範囲内でより良いものが導入できるように努めているところでございます。

今年度の、脱炭素事業関係予算の計上に当たっては予算金額の導入設備の性能、規模等は昨年度、業務を委託しました調査設計業務の成果をもとに編成しております。そしてそれらに関する資料の中で、議会に資料として提出できるものを提出しまして説明を申し上げ、質疑をいただきましたのでしっかり説明をさせていただいたと考えております。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） やまなみ荘に設置される木質チップボイラーの工事、契約が平林建設が請けたということについて、5月14日に臨時議会が招集されました。その前に行われた全員協議会時に議員から予算審議のときに図面や資料を出してほしいという要望がありました。こちらはいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3月の総務建経常任委員会のときには、そういう出していただきたいという議員各位からの要望がありませんでしたので、お出しできませんでしたが、あの資料は前から検討していた資料ですので、そのように要請をしていただければお出しできたと思います。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 出していただけるということありがとうございます。当初予算審議時には脱炭素関連事業だけでも多岐にわたる設計、工事、設備の予算が上がっていました。

株式会社エコロミ さんの見積もりだけにはあの型番がついていたんですけども、写真も図面もそのときはなかったんで、これからその予算を議会の方からしていったら出していただけるのかなというふうに今、答弁聞いて思ったんですけども、でも、いろいろな資料というのが総務建経常任委員会のその審議当日に配付されたんですよね。タブレットに。タブレット私達配付されておりますので、型番を入れて、その場で検索して見ることはできるんですけども、はじめて見るものですし、私達も専門家ではないので、その場で検索しながら審議をしながら、それがそのどんなものかっていうのは、理解するのっていうのはすごく難しいなっていうふうに感じました。見積書などの資料を当日配付するのはちょっと無理があったのかなというふうに私は思っています。

全員協議会のときとか少なくとも、前日ぐらいまでに配る必要はなかったのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 事務的なご質問でありますので、総務課長が答弁をさせていただきます。

ただいまの議案と、それから議案資料の配付についてであります。本来あれば議案というのは、開会日当日に机の上にあれば良いというのが一般的な解釈であります。ですが、当村以前から議会前の全員協議会において、議員の皆様に議案書は配付をさせてきていただいたところであります。資料につきましても、これまでも当日配付がほとんどであります。そういうことで今回も同様の手続きを取らせていただいたということでありますので、またいただいたご意見は、ご意見として伺いまして、また今後、できる範囲で議会の皆さんにご理解いただけるようなそういう体制は整えていきたいと思います。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 配慮いただけるということで、ぜひよろしくお願ひいたします。今回本当にいつもと違うというか、私も初めてなんですかね、やはりこれだけ、村始まって以来の最大の予算規模でありますし、いろいろなものが入ってきますので、ご配慮いただけたらよかったですかなというふうに思って伺いました。

いくさてらす が委託する太陽光発電設備の予算審議では、見積書に民家等1件当たりの平均的な太陽光発電設備のワット数、蓄電池の容量しか書いてなくて、その具体的にどのようなものが入るかっていうのも、エコロミさんの方には型番がついてたんですけども、そちらの太陽光発電の方ではわからなかったんです。あとはマイクログリッド調査設計費なども、これも見積もり金額だけで判断するということだったのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はい。すいません。ちょっと今質問が理解できなくて、その判断する内容とは、何を判断する内容ということでしょうか。すいません。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。予算の審議をする上で、やはり判断をする材料というのがどういったものかとか、そのマイクログリッドの調査、設計費であったら、どのようなことをして1650万円というお金が出てくるのかというのが、金額だけだったと思うんですよね、太陽光発電設備についても。あの件数はありました。民家53件、そのときは53件だけども、事業所10件とかはあったんですけれども。特にどのようなやはりパネルが入るのかとか蓄電池が入るのかっていうのは、調査設計は令和5年度に平林建設さんがされてるはずだったと思うんですけれども。はい。すいません。

次の質問に、すいません。いきます。はい。今回も第3回の脱炭素村民説明会について伺います。

「今回はじめに村政懇談会を行い、その後に脱炭素関係について行う予定であり、時間は概ね合わせて2時間くらい」と5月28日のゼロカーボン推進会議の記録にあったんですけれども。行政側、会社側が説明をする時間も考えると、質疑時間というのは十分取れるとお考えでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 1番 島議員の村政懇談会と脱炭素の村民説明会の時間の設定についてのお尋ねであります。

今年度は議員おっしゃられるとおり村政懇談会と脱炭素に関する村民説明会を合わせて実施することとし、これまで実施してまいりました村政懇談会、それから脱炭素事業に係る説明会等の状況を踏まえまして、2時間程度の開催ということで考えているところであります。

今回の懇談会、説明会では当日皆様にご意見をいただく機会を確保できるように、村づくり計画のダイジェスト版につきましては、5月24日に全戸配布を行い、脱炭素に関する説明会資料は遅れていますが、6月25日に事前配布を予定しております。

またダイジェスト版の説明資料の説明につきましては、当日は行わず、ICNを活用して6月17日からICNで放送をすることとし、当日の説明時間は極力短くしてご意見ご質疑の時間を多くできるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。17日からICNで放送される資料っていうのは、またあの説明会の資料っていうのはそのホームページ上でも公開されるのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

村づくり計画のダイジェスト版が説明会資料ということでこれまで扱ってきたところでありますて、その説明資料ダイジェスト版の説明について、ICNで放送をそれぞれ担当課長がしておりますので、これ通常の村政懇談会と同様の内容の説明をしておりますので、村政懇談会等は変わりがないかと思います。

それから村づくり計画のダイジェスト版につきましては、先日ホームページにアップしてございます。以上でございます。

- 1番（島幸恵君） 議長。
- 議長（太田譲君） 島議員。
- 1番（島幸恵君） 脱炭素関係の説明も、ICNでの放送とか、その脱炭素関係の説明会資料というものはホームページで公開されるのでしょうか。
- 総務課長（藤澤正司君） 議長。
- 議長（太田譲君） 総務課長。
- 総務課長（藤澤正司君） 脱炭素関係の資料につきましては、この後の質問にもあります
が、6月25日に全戸配布する予定としております。資料の作成がギリギリ今調整をしているところ
であります、ギリギリになってしまいまして申し訳ございませんけども、一応そういったこと
で6月25日に全戸配布をする予定であります、それ前にデータ等が揃えばアップすることも
可能かとは思いますが、ちょっと時間的に厳しいかもしれません、一応そういったことで準備
はさせていただいております。
- 1番（島幸恵君） 議長。
- 議長（太田譲君） 島議員。
- 1番（島幸恵君） なるべくアップしていただけたら小立野とか説明会前にも見られる方
いらっしゃるかなと思うのでよろしくお願ひします。
- 昨日説明会についてのお知らせが村のホームページにあがっていました。「それぞれの地区と
の意見交換を趣旨としておりますので、ご参加にあたっては必ず自治区の開催日、会場へお越し
いただけようお願ひします」とありました。皆様のご意見をいただく機会を十分に確保するな
ら、区の縛りは必要ないと思いますが、いかがでしょうか。私は議員として全ての地区的説明会
に参加させていただこうと思っております。
- 総務課長（藤澤正司君） 議長。
- 議長（太田譲君） 総務課長。
- 総務課長（藤澤正司君） 村政懇談会の区の縛り、参加の区の縛りについてであります
が、以前にも会議の席でお答えをさせていただいているかと思いますが、いろいろな方に参加して
いただきたいということがあるんですが、以前にも地区で説明会、何回も同じ方が出てきて同じよ
うな発言をされたということをございまして、その地区の方の発言ができなかつたというそうい
ったことも後々聞いております。そういうこともないように、今回もお住まいの区で出席をし
ていただきたい。そこでご意見をいただきたいということであります。
- もしその区以外のところでということでもあります、それとはまた別に、8月3日に村民会
館でも開催をいたしますので、そちらの方に参加をしていただければと思います。
- 1番（島幸恵君） 議長。
- 議長（太田譲君） 島議員。
- 1番（島幸恵君） せっかく10区で行われるということ、また子育て世帯とかZoomでもされ
るということで、多くあれば自分が自分の区で出られなくても他の区とか時間が、日にちがあう
ところもあると思うので、すごくそれはすごい残念だなというふうに思います。なるべく、やは
りこのたくさんの方の意見を聞きたいのであれば、やはりそれはどこの区でも何回でも別に言っ
てきてくださいって構わないというような姿勢で私はやはり、説明をしてくださるべきだと思いま
す。

説明会の資料については今ご答弁いただきましたので、25日の全戸配布で、脱炭素関係っていうふうなものが配られるということで。あとは いくさかてらす の電気料金や契約については、株式会社のことですので、広報いくさかなどと一緒に全戸配布されるべきではないと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 全戸配布、「龍と子」というのをご存知ですね。その中では紹介をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） いくさかてらす の料金についても「龍と子」で紹介されるというご答弁をいただきました。

次の質問に移ります。ゼロカーボン推進プロジェクト会議の会議録が生坂村ホームページ上で公開されています。以前情報開示請求で開示された概要よりも内容がかなり省略されています、誰が何を言ったかなどわからなくなっています。これだけの大きな事業が、どのように進んできたのか、過程を明らかにするのは大切なことだと考えます。傍聴の許可されない会議でありますので、せめて概要のまま出すべきだったのではないかでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） ゼロカーボン推進プロジェクト会議の会議録の公開についてのお尋ねであります。

全てではありませんけども、村が開催する各種委員会の会議録の公表もしております、今回の公表もそれに合わせたものとさせていただきました。会議内容はできるだけ早めに公表するように努めていきたいと考えておりますが、公表の内容、方法等については、いろいろなご意見もあるかと思いますので、いただきましたご意見は、ご意見として参考にさせていただきます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 次の質問にいきます。時間がちょっとないので、生坂村地方公共団体実行計画についてご答弁いただいたんですけども、ちょっと飛ばさせていただきます。外部評価委員会について伺います。

信州大学の茅野恒秀准教授を委員長とした外部評価委員会が立ち上がり、第1回の会議の様子が村長の5月8日のブログに載っていました。委員の村内事業者、村民代表がどのように選定されたのか、外部評価委員会が事業のどんなことに対してどのような評価をしたのか、会議録など公開されるのか、お答えをお願いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それではただいまの外部評価委員会についてお答えをいたします。

今回設置した生坂村地域脱炭素移行再エネ推進事業評価委員会は、脱炭素先行地域事業における国の設置要綱に基づき、今年度の設備導入や事業の実施に対してCO₂削減に関する取り組み

が、どの程度進んでいるか、進捗を外部の委員の皆様に報告を行うものであります。

令和5年度は調査・設計が中心でありましたので、CO₂削減に対する一定の評価は示されていません。評価委員会でいただいた意見については、ゼロカーボン推進プロジェクト会議で共有し検討し評価委員会での会議内容の公開については、今後検討をしていく予定であります。また外部評価委員会の選定につきましては、事務局内で考慮し、村内の学識経験者または各分野で活躍されている方、また専門的な知識を有する方を、事務局サイドで依頼をし、選定をしております。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） そうしましたら、村内の事業者、学識経験者の方も村民代表の方が入っているということでよろしいですね。はい。また外部評価委員会というのはCO₂削減に対する評価をする委員会なのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 先ほど、私も答えたつもりなんですが、今回設置した生坂村先進地域移行再エネ推進評価委員会は、脱酸素先行地域における国の交付要綱に基づいて今年度の導入実績や事業の需要についても、評価をいただいておりますので、CO₂の削減だけのものではございません。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） それで外部評価委員の方が、適宜事業のやり方進捗状況などを評価していただく、いただいているということで理解いたしました。

それでは次の質問に移ります。「4月30日に観光庁に申請していた「第2のふるさとづくりプロジェクト」の採択内示があった」と村長がブログに書いていらっしゃいました。5月1日の市民タイムスによると、「豊かな自然環境を生かして、生物多様性やネイチャーポジティブ、自然採光をテーマとした新たなツーリズムを提案し、今夏から初の学習体験ツアーを実施していく方針」とあり、素晴らしいことと考えます。

村として今まで生物多様性保護にどのように取り組んでこられたのか。また、全6回予定されている「ネイチャーポジティブスクール」では具体的にどのような学習が計画されているのか、お答えをお願いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、1番 島議員の質問にお答えをいたします。

ネイチャーポジティブスクールについてということでございますが、本年度観光庁で内定いただいた実証事業は、関係人口の増加に繋がる新たなツーリズムを構築することが目的でございます。

当村では生物多様性、ネイチャーポジティブをテーマにした自然体験型の受講スクールを、村に来村して行うリアルで4回、オンライン2回の計6回を行う計画としております。全6回のスクールの具体的な内容は現在詳細な立案の準備作業を進めており、自然体験学習の第一人者であ

ります立教大学 スポーツウエルネス学部スポーツウエルネス学科 奇ニ正彦准教授に村内を調査していただき、行程を含めた内容を作成いただくものでございます。

生物多様性の保護に関しましては、このネイチャーポジティブスクールをきっかけとして、受講者が村の動植物や自然環境に触れ、体験学習を通じて村の魅力を村外に発信していただけるような関係人口の創出、人材育成を行う事業として考えております。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 村としては、今まで生物多様性保護にはどのように取り組んでこられたんでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 私の考えるところでは、特にございません。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ネイチャーツーリズムということであるんですけども、村内の子供たちを対象にした生物多様性やネイチャーポジティブが楽しく学べる機会っていうのは持てないでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 子供たちもそのような対応ができるように、また奇ニ准教授とも話し合いをしながら進めていければと考えております。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） そういうのも楽しく学べるような機会ができたらぜひいいと思います。

次の質問に移ります。緑の季節なんですけれども、結構空中散布をされているところも、山の松が茶色くなっているのが目立ちます。今後どのように松枯れに対応していくのなど、村の考えを教えてください。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 1番 島議員のご質問にお答えいたします。今後の松枯れ対応について、というご質問でございますが、枯れた松につきましては、「松林健全化推進事業」や「信州の森林づくり事業」などを活用して伐倒処理を行ってまいりたいと考えます。また地形等により搬出可能な箇所につきましては、チップにするなど、脱炭素に向けて取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 枯れた松の搬出など、後の使用法について回答いただいたんですけれども、山清路の金戸山とか、京ヶ倉の登山口がある下生坂なんか結構やっぱり松が赤く枯れてるなっていうのがよく目立つなというふうに思っているんですけども、毎年マツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリを殺すというか、そういう対策として、ネオニコチノイドのチアクロプリド系の殺虫剤を毎年ヘリコプターで空中散布をしてるんですけども、そこもやっぱりその枯れているということで空中散布っていうのは効果があるのかなというふうに、私は前々から疑問に思っているんですけども、今、空中散布、今年も今月20日に予定されていますけれども、チアクロプリドっていうのはE.Uでは2020年から登録が更新されておりませんで、使用ができなくなっています。

殺虫剤で死ぬ虫というのはマツノマダラカミキリだけではないわけとして、人体の影響とか環境への影響、地域の生物多様性が失われることを心配する声もあります。対応をこれからその考えていく必要があるのではないかというふうに私は思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

またその松の伐倒処理をしてから植林などということもされてますか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 1番 島議員の再質問にお答えしたいと思います。空中散布につきましては、生坂村含め10市町村くらいの箇所で実施を行っております。空中散布につきましては、長野県の防除実施基準、それに基づきまして長野県の指導のもと行っております。また、空中散布ができる箇所につきましては、規制がありますので、そういうところに散布できない箇所については、伐倒処理を行っていくというように考えております。

また伐倒した後の植林でございますが、現在につきましては、天然更新ということで、自然に生えてくる広葉樹等を自然に生えてくるのを待っているような状況でございます。答弁は以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 次の質問にいきます。現在農薬や化学肥料が高騰して農家の方が困っています。生坂村の基幹産業はブドウであり、生産者の方は一生懸命美味しいブドウを作っています。その中で、少数派ではありますけれども、稻作や野菜作りでは無農薬、無化学肥料で耕作している方もいらっしゃいます。

少数派の方たちもぜひ応援していただけないかということ。あと以前、農業委員の皆さんと視察に行ったあの松川村では基幹産業が果樹栽培でありますけれども、オーガニックビレッジ宣言をしています。遊休農地を利用するための補助金を使い、「ゆうき給食とどけ隊」が子供たちの給食に野菜などを出しています。最近、飯田市もオーガニックビレッジ宣言をしました。隣の池田町、松川村では、月1回の有機米給食が行われています。

先日、池田町議会の報告会に参加させていただいたんですけれども、そこで有機米給食があることが、移住をしてきて良かったことの一つというふうに発言された住民の方がいらっしゃいました。安曇野市でも有機米給食の回数を増やすことにしたそうですし、土壌菌を生かした作物作りっていうのは生物多様性の保護にも繋がって、豊かな自然環境を求めてくる移住者にとっては魅力的なのではないかなというふうに思っています。農薬や化学肥料を使わない農業を広めるっていうことは、「みどりの食料システム戦略」で国の施策でもあります。生物多様性やネイチャ

一ポジティブをテーマとした体験学習にもなると思います。このことについて村の考え方を伺いたいです。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 1番 島議員の、無農薬・無化学肥料による耕作者への応援についてというご質問にお答えしたいと思います。

無農薬・無化学肥料による栽培に限らず、村独自の農業者への支援策として、鳥獣被害防除器具設置事業補助金、生坂村セーフティネット支援事業補助金、生坂村農業用ハウス等設置支援事業補助金等があります。ぜひご活用をいただきたいと考えております。

また、村内で有機農法を主軸に、農産物栽培を行う農業者への支援実績として、新規就農者育成総合対策のうち、経営開始資金の交付実績があります。これは次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の方に対して、経営開始直後の早期の経営確立を支援する資金を交付するものでございます。

その他にも、国や県では有機農業をはじめ、農業関係の補助金等はありますので、どのような支援を希望されるかをご相談いただければ、個別に対応させていただきたいと思っております。回答は以上でございます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは私からは「みどりの食料システムの戦略」について村をどのように考えているかということにお答えをいたします。

農林水産省では「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地「オーガニックビレッジ」の創出に取り組む市町村の支援に取り組んでおります。「オーガニックビレッジ」は有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを進める市町村のことを行い、農林水産省では、このような先進的なモデル地区を順次創出し、横展開を図っていく考え方であり、2025年までには100市町村、2030年までには200市町村を創出することを目標に推進しており、令和5年度時点で93市町村が取り組んでいるところでございます。

「みどりの食料システム戦略」では、将来にわたり食料の安定供給と農林水産業の発展を図るために、生産者の一層の減少、高齢化などを見据え、省力化省人化による労働生産性の向上や生産者の裾野の拡大とともに、市民の循環利用や地域資源の最大活用、化学農薬・化学肥料や化石燃料等の使用抑制等を通じた環境負荷の軽減を図り、カーボンニュートラルや生物多様性の保全、再生を促進し、災害や気候変動に強い持続的な食料システムを構築することが急務であるとされているところでございます。

これらを実現するためには、やはり地域住民や農業者等関係者の理解を深めていくことが重要であると考えます。農業経営を行うにあたり、生産方法、化学農薬や化学肥料の施肥量なども、圃場の状況や生産者の判断により異なります。そのため、まずは地域ぐるみの話し合い等を通じて、有機農業に取り組むエリアなどをゾーニングし、この場を広げていくことにより、地域全体としての理解が深まり、持続可能な環境に優しい農業の取り組みが推進されるものと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 果樹を基幹産業としたら、松川町と同じようにブドウを基幹産業としている生坂村でも、オーガニックビレッジ宣言は可能だと思います。補助金を使って遊休農地で給食に出す有機野菜を育てる仕組みを構築したり、自然栽培に興味あるけど1人では不安という方に、田んぼや畠の学校を開いたりするのはどうかと思います。ぜひ、生坂村も、オーガニックビレッジ宣言にぜひ前向きに検討していただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。
再開は13時10分とします。

休憩 午前12時05分

再開 午後1時10分

○議長（太田譲君） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。次に6番 字引議員。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 6番 字引文威です。通告に基づき質問をさせていただきます。

質問は、脱炭素事業の一つバイオマス木材燃料について、二つ目が太陽光発電施設のケーブル窃盗事案について質問申し上げます。

まず最初にバイオマス木材燃料について質問させていただきます。当村の脱炭素先行地域事業も令和6年度に入り、調査実施設計業務も順調に進んでいると思います。本年5月、議会臨時会には、やまなみ荘の木質バイオマスチップボイラーセット事業も上程され、平林建設株式会社に8140万円で発注契約し、来年2月末に設置管理をされることとなりました。

また、本年4月より、民家への木質バイオマスストーブ等の導入補助事業もスタートしました。本脱炭素先行地域事業が着実に進んでいることと実感できます。

これらの木質バイオマス事業は、脱炭素化に向け、村内の約80パーセントが森林の適正な保全と村内の木材の有効利用、鳥獣害との棲み分けを目的に進め、温暖化対策としての地球環境を守る事業でなければならないと考えます。

塩尻市の2020年稼働のバイオマス発電施設での木質燃料の供給不足で発電設備が休止することがありました。現在は綿半ホールディングスが、燃料材の供給を全面的にテコ入れし、発電設備の稼働を確保する旨の報道もありました。このように事業を進める上で、施設規模と燃料材供給体制の需給のアンバランスがあつてはならないと考えます。

つきましては、当村の木質バイオマス燃料関連事業について質問いたします。

まず総務課長にお伺いいたします。村内森林調査等を進めてきたと思いますが、その進捗状況並びに調査結果についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 6番 字引議員のバイオマス燃料についてというご質問の中の令和5年度の村内森林調査についてのお尋ねであります。

脱炭素事業に係る村内の森林調査は、令和5年、村から設計調査業務を委託した株式会社エコロミの下請け業者であります伊那市の合同会社ラーチアンドパインが地域単位で、村内森林の現地調査を行い、地域の方や関係機関とのヒアリング等を通じて、今後の課題や村での林業構築の提案等をまとめさせていただきました。

その村内森林調査の報告によりますと、村内の全体資源量38万9832立米に対して、林業適地での資源量5万220立米。そのうち適地での広葉樹は3万2400立米と約半分であります。調査において、ペレットだけでなく木質バイオマスの活用に関しては、薪材の活用も有効であるということ、それから施業を直接行う人材だけではなく、経営計画を立て、施業の調整を行う森林施業プランナー等の人材確保等を提言させていただきました。森林整備は、脱炭素の推進だけではなく、村の地域課題でありますので、財政負担を配慮した継続的な事業構築ができるよう慎重に検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 再質問させていただきます。先ほど提言の中にあった森林施業プランナーという業務を担ってくれる方を育成しなきゃいけないようなお話をありがとうございましたが、その辺、当村に対してそこへの人材確保についての必要な人材の数っていうのは、どの程度考えられているのか教えていただきたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 字引議員の再質問にお答えをいたします。森林施業プランナー等の人材確保についてでございますが、森林施業プランナーの役割としましては、先ほど答弁申し上げましたとおり経営計画を作り、施業の調整を行うことで、経営計画を実施していく段階で、各地域や所有者、それから施業者等との調整を図り、事業が円滑に進められていくと、そういうことを務めていただく方であります。こうした事業をしていただくということであります。本村の規模、森林面積等の規模からいたしましても、1名ないし2名程度でいいんではないかというふうに考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。地域特性というか、各地域のやはりそこら辺のことをよく理解していただいて実施していかなきゃいけないことだと私は思いますんで、そこら辺は今後進める上で人選についてはよろしくお願ひいたします。

それでは、総務課長にまたお伺いいたします。当村の木質バイオマス燃料、木材チップ、薪、ペレットとして妥当な供給規模としてはどの程度になるのでしょうか。お伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 木質バイオマス燃料としての妥当な供給規模のお尋ねでございます。先ほど申し上げましたとおり、令和5年度の調査から、供給可能量は、資源量5万220立米、そのうち適地での広葉樹は、2万3400立米となっております。これらを燃料換算いたします

と、材を乾燥させるため、資源量に50パーセントを乗じた量ということとなるため、ペレット、薪とも約2万5000程度の供給規模ということで、妥当な量ということなんですが、供給規模としては2万5000t程度ということになります。以上でございます。

○6番（字引文威君）議長。

○議長（太田譲君）字引議員。

○6番（字引文威君）ありがとうございます。それでは再度、総務課長にお伺いいたします。当村の木質バイオマス燃料を使用する施設と、その規模の見通しはそれを踏まえ、村内材供給量は何年ぐらいの供給量が想定されるのかお伺いしたいと思います。

やまなみ荘の給湯、暖房、木材チップ使用量、それから公共施設暖房、薪、ペレット関係の使用量、それから民家、バイオマス暖房関係の使用量等、勘案していくらぐらいなのか教えていただきたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君）議長。

○議長（太田譲君）総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）お答えをいたします。

木質バイオマス燃料使用の施設の規模の見通しと供給量ですが、村内の木質バイオマス燃料を使用する施設といたしまして、やまなみ荘に導入予定のチップボイラーの、一番規模が大きく年間100トンから120トン程度の使用を見込んでおります。その他の公共施設、民家に導入するバイオマス燃料の暖房機器は薪、ペレットになりますが、1台あたり年間1トンから1.5トン程度の使用が見込まれております。

民家への導入数や使用量に変動がありますが、民家、民間事業所、公共施設合わせまして、350程度の導入があったといたしますと、年間350トン程度の供給が必要であると考えられ、先ほどの供給可能量から換算をいたしますと、およそ70年程度を賄える量となります。以上でございます。

○6番（字引文威君）議長。

○議長（太田譲君）字引議員。

○6番（字引文威君）ありがとうございます。村内の木材燃料供給量は70年分と、安定供給が可能と判断できますが、チップボイラー施設に社協、デイサービス施設のかしわ荘が入っていないんですが、毎日利用者への入浴サービス等を提供しており、その給湯燃料は灯油が利用されております。バイオマス燃料ボイラーに切り替えれば、脱炭素の効果も期待できるんですが、チップボイラー施設としての検討はされないのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君）議長。

○議長（太田譲君）総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）字引委員の再質問にお答えをいたします。

デイサービスセンターへのチップボイラー等の導入は、ということでお尋ねでございます。やまなみ荘のチップボイラーの導入は、お風呂への熱供給の他、調理場での供給を視野に入れた規模の設備としております。デイサービスセンターへの導入は、具体的な検討はしませんでしたが、可能であると考えますので、議員言われる効果も期待できますので、やまなみ荘のチップボイラーの導入の状況を見まして、設備規模や配置など導入の可否も含め調査・検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） やはりお湯の量としては多く使ってると思いますので、今非常に灯油だとかも、非常に割高になったりもするんで、やはり実行効果も期待できるんで、できればすぐに切り替えられればいいことかなというふうに、ちょっとご相談させていただきたいと思います。はい、ありがとうございました。

それでは、次に副村長におうかがいいたします。森林所有者への協力依頼は、どのような手続きをとっているのか、また、不在地主等所在不明な土地所有者などの問題についての対応をお伺いいたします。村内在住地主、村外に居住する地主、土地所有権の継承がなされていない方などへの了解が必要となります、その手続きの進め方について、副村長はどのようにおすすめになるのか、お伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 6番 字引議員の質問に対してお答えいたします。森林所有者への整備に対する協力、また同意手続きについては、不在地主や所在不明な方の土地の確認等は時間を要することが想定されます。計画や手続きについては、村内在住の皆さんのご協力も必要になりますし、森林施業プランナー等の人材確保の他、土地把握に関する関係機関との協力もいただきながら、手続きが進められるよう検討をしてまいります。答弁は以上です。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） なかなか大変な作業になるのかと思います。思ったよりも非常に広い範囲で、その地主さんの形態もいろいろあろうかと思いますので、そこには慎重に進めていっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、やはり副村長にお伺いいたします。森林整備も踏まえ、どのような場所からどのような施工体制で木材搬出をどのように進めていくとされるのか。伐採後の植林は、森林資源の循環確保として必要ですが、どのような目標を植樹することを想定されているのか伺います。また、鳥獣との棲み分けを考慮するべきと思いますが、どのように対応されるのかお伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、森林整備の進め方、伐採後の植林、鳥獣との棲み分けについてお答えをいたします。森林整備については、伐採可能な場所、また、村有林など比較的早期に着手が可能な場所などのゾーニングを行いながら、順次計画していきたいと考えております。その上で、民有林に関しては、整備が必要な優先箇所や作業が可能な箇所を選定しながら、段階的に計画していきたいと考えております。

植林については、具体的な方針は決まっておりませんが、管理しやすい場所が適していると考えられるため、間伐の管理等は少ない広葉樹等が想定されています。

森林を良好な環境で整備することで、鳥獣との棲み分けに繋がると言われておりますが、最近は住宅地や国道にも鳥獣等が出てまいりますので、森林整備を進めていく中で必要に応じて、鳥獣に関する専門的な観点からもご指導をいただきながら進めていくように考えております。答弁は以上です。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） よろしくお願ひします。非常にここのところですね、鳥獣被害というか、私の住んでるところでも鹿、それから他の鳥獣が出てきて、野菜類を、いたずらしていくようなことだとか、山菜も傷めつけられちゃってるというような部分もありますので、やはり棲み分けがはっきりするようにして、さらに住み良い村の作り方、考えて進めていただきたいと思います。

それでは再質問なんですが、村内の林業適地資源の分布状況、分布図ということで、どの辺の、今回、材として取り出したいというふうな、適地の部分というのが、どのように把握されているのかっていうのを、逆に村の方に我々も見させていただきたいと。それによってまたその地区なり何なりの方から、またご意見も伺えたらと思いますので、そういう資料についての開示っていうのはしていただけるのかどうか伺います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問に対してもお答えいたします。村の森林の分布図につきましては、令和5年度の委託事業の成果品としてラーチアンドパインより調査結果の生坂村旧G I S森林データがまとめられており、森林基本計画や林班図などを基に作成した「もりぞん」との整合を図り、作成しております。分別図は林業適地、樹種、各種指定状況その他詳しくまとめられた内容となっております。この資料については、担当部署と開示ができるのかどうか、また調整をしていきたいと思います。答弁は以上です。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 必要なときには、見せていただけるとありがたいなというふうに考えますんでよろしくお願ひします。

それから、副村長にお伺いします。雇用の創出として、木質燃料チップ、ペレットなどの村内生産も考えられますが、生産規模はどの程度が当村として適当と想定されているのか、お伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、村内での生産規模についてお答えをいたします。チップにつきましては、やまなみ荘のボイラーでは、100トンから120トンの生産規模となり、これは施設を整備するものではなく、民間からの導入を予定しております。その他、薪の需要も増えることが予想されており、村内ではシルバーセンターや高津屋森林公園管理組合、民間からの提供を行われることが期待できます。これにより、働く場が生み出されると思っております。また、ペレット生産については、村内林業の構築に向けた調査結果等により、今後の方針を検討しているところでございます。答弁は以上です。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） これは私の意見ですけども、ペレット燃料の供給については当村のみの需要量での概算を考えた場合に、それほど大きな数量が望めない。また、それによって生産規模を村内で設けた場合には非常に生産コストが割高になっていくんじゃないかなということ。それから今まで施設見学など行ったときに感じたんですが、やはり製品の管理もなかなか難しい部分もありますので村で、村の量を勘案した場合には、非常に難しい。ペイできないんじゃないかなというふうに考えますんで、今後ペレット等検討される場合は、その辺よく熟知して慎重にご検討いただくように私は考えます。

それでは、副村長にまたお伺いしますけども、災害絡みのことをちょっと懸念して質問させていただきます。樹木伐採による土砂崩落災害防止についてお伺いします。山林の中には、急傾斜地もあり、土砂災害の発生が懸念される地形がありますが、伐採に伴い、より土砂崩壊災害が誘発されやすくなることが考えられますが、どのような対策を考えるのか、伺います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは伐採による土砂災害対策についてお答えをいたします。

本村は、犀川の両側を急峻な山に囲まれた地形で、これまでも、地滑りや土砂災害など災害が発生をしております。そうしたことから、森林を伐採する場合は、災害の発生について十分配慮が必要だと考えております。土砂災害対策としては、伐採箇所の選定に配慮する他、施業方法としても、伐採規模を小規模にし、伐採箇所に植林する場合は、できるだけ早く成長し、根が張る樹種を検討することも必要だと考えています。

いずれにしましても、住宅やライフラインに影響が出ないよう、崩落の危険性を十分考慮した計画を検討しているところでございます。答弁は以上です。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 当村は急峻な地形があるので、伐採作業が起因する土砂災害については慎重に施工計画を検討され、施工手順など怠りのないよう十分検討し進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、大きい2つ目の質問をさせていただきます。太陽光発電施設のケーブル窃盗事案について、質問いたします。こここのところ、メディアなどの報道で、太陽光発電設備の電源ケーブルの窃盗犯罪が各所で発生しております。これは銅の地金価格が高騰している影響で、たやすく銅線が入手しやすい野立ての太陽光発電施設に、窃盗犯が目をつけ、犯行に及んでいると言われております。当村としても、いくさかてらす が設置するオフサイトPPA野立ての太陽光発電施設も人家から離れていることで、窃盗犯罪被害の可能性もあり、マイクログリッドでの自営線の設備も同様な盗難リスクが考えられます。令和7年度、設置事業開始に向け、防犯対策、事業家への停電復旧までの供給対策、また設備の損害補償などの対応策を考えておかなければならぬと思います。

副村長にお伺いいたします。当村としてはどのような対策を考えるのか、お伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 太陽光発電施設のケーブル盗難対応対策についてお答えをいたします。

北関東地域、南東北地域、北海道地域を中心に、太陽光発電所の電線窃盗被害が多くなっていることは把握しております。被害に遭う太陽光発電所は、その多くが山間部で人目につかない高圧または特別高圧の発電所が多いと聞いております。その理由は、一度に大量の電線を窃盗することが可能であるからだと想像をしております。

今回 いくさてらす が設置する太陽光発電施設は、野立て太陽光以外は、建物屋根に設置し、建物屋根から壁に電線を設置することになりますので、窃盗の可能性はかなり少ないと考えております。また人家、公共施設などの施設内ですので、人目にもつきやすく、窃盗に遭いにくくいことも考えられます。なお、オンサイトPPAで電力を供給する場合は、中部電力パワーグリッドの配電線と接続された状態であるか、自営線マイクログリッドに接続された状況であることから、電力供給面では問題がないと考えます。復旧までの間、いくさてらす が受けた損害については、損害保険の休業補償で対応していく予定です。

しかし、野立て太陽光発電については、被害に遭う可能性は否定できませんので、電線種類を市場価格が高い銅線からアルミ線に仕様変更することなど、窃盗に遭いにくい仕様も検討してまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 我々のこの地区で、そういうふうな窃盗事案などがないことが一番いいんですけども、やはりそういう可能性もあると、特に上野のブドウ園の近辺に置く野立ての発電設備、施設については、やはり民家から離れちゃってる、目が届きにくいというふうなこともあります。それ以外のところも予定される範囲で、民家から非常に離れているような場所、気づかれにくいうな場所というのが想定されますので、野立て太陽光発電についての窃盗被害に遭わないよう、防犯対策としての監視カメラの設置だとか、防護柵の設置、それから侵入被害が即確認できるようなシステム、そんなことを具現化できれば、そういうことをきちんとやって、被害に遭わない、被害を少なくするような手立てを今後提案していっていただきたいなというふうに考えます。せっかく進めているこの脱炭素の事業の中で、大きいポイントになると思いますので、そういうことの被害も、こういうだけやはり考えてやってるんだということを生坂村でもやっていきたいなという、やってもらいたいなというふうに考えますので、よろしくお願いします。

それでは、私の質問をこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） 次に、7番 平田議員。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 7番 平田勝章です。通告に基づいて一般質問を行います。

私からは、農業の現状と課題についてということで、それぞれの地域には地域ごとに少子高齢化などいろいろな課題があります。中でも、今後の農業の課題について地域の中心的な役割を担ってくれる人材を育てることが必要であることから、平成23年には県の元気づくり支援金事業で、生坂大好き塾、目的は地域リーダーを育てる事業、として実施してきました。事業の内容は各地区から2名から3名の方、村議会議員全員、また地区担当職員が塾生となって松本大学総合経営学部の白戸教授を講師として行われ、研修会6回と先進地の視察なども行われました。私もその中に参加しております、今振り返ってみると、皆さん活発に意見がくり広げられ良い体験をしたと思っております。

農業の現状は、年々高齢化と人口減少により、農地の維持管理ができない状況になりつつあります。この課題は、当村だけではなく全国的な課題であり、年々厳しさが問われている内容あります。当村においては、農業懇談会を開き、現状の把握と今後の対策を検討してきた経緯があります。しかし、コロナ感染症が4年ほど続き、状況も変わりつつあります。

令和4年3月議会の一般質問では農地が荒廃している現状について、民間で組合法人の組織を立ち上げ、対応できれば良いのですが、なかなか運営が難しく、未だに実行ができない状況にあります。このような中で、当村においては唯一農業公社の存在があります。農業公社の運営は、かあさん家の加工販売、食堂などで堅実な運営をされております。

一方の経営ではブドウの栽培、研修者の受け入れや、現在では水稻を主とした作り手がいなくなった田んぼの受け入れを行っており、何とか遊休農地化を免れております。上生坂区においても最近になって、作り手がいなくなった水田が多くなり、農業公社にお願いをしているところですが、場所によっては田んぼの面積が小さかったり、三角形などの変形した土地や、狭い農道などの条件では依頼があっても安全性の観点から断ることもあるとお聞きしました。

このような条件下では今持っている機械の内容と人員不足などで能力的にも難しいとの回答がありましたし、農業に関しては、農業未来塾プロジェクト会議等で検討するとの回答がありました。その後、社会情勢も変わり、サラリーマンの定年年齢は60歳から徐々に65歳に延長されており、将来は70歳まで延長されるとの見方もささやかれております。

このような状況下においては、地域の活動やボランティア活動ができなくなり、農業も高齢化が進み、昔のように若者が自ら手を出すようなこともなくなりつつあります。今年度は、農林水産省の最適土地利用総合対策事業の調査を、農業委員会などで調査中ですが、各地区の水田をはじめ畠の管理状況は年々不耕作地が増えているように思われます。中でも村外者が所有する農地が荒廃地となっています。各地区では中山間直接支払事業や多面的機能事業などで荒廃地の草刈りなどを行って管理をしておりますが、住民の高齢化などで作業が追いついていないのが現状です。

そこで、最初の質問ですけども、前にも質問が行っておりますけども、村外者所有の荒廃地は、地元の人たちが心配するほど村外の人たちは気にならないのが現状です。荒廃地の改善は遅々として改善されておりません。行政として指導することが一番良いと考えるが、条例を作るなどして対策を検討すべきではないか。また、納税通知書には、地元の人たちが困っているので、草刈りなどを願いしたい旨の通知を出してほしいとの旨の質問を出しており、これについては可能であるという話がありました。以上のことから、農業の現状と課題についての質問をさせていただきます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番 平田議員の質問にお答えをいたします。

条例の制定についてというご質問でございますが、国の農地法では、国内の農業生産の基盤であります農地が現在および将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることに鑑みまして、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ農地を農地以外のものにすることを制限しているところであります。また、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進するとともに、農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料安定供給の確保に資することを目的としております。

全国各自治体の農業委員会では、この農地法の規定に基づきまして、農地の利用状況調査を行い、遊休農地が確認された場合には、利用意向調査を行った上で、その農地の農業上の利用の増進が図られるような必要な斡旋、その他農地の利用関係の調整を行うように努めているところであります。

のことから引き続き、当村としては農地法の規定に基づく運用を継続してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 説明されていることはよくわかりますけども、要は法律だとか条例で、いろいろ縛ることもありよくないとは思うんですけども、現状はなかなか変わらないのが、村長もおわかりのことだと思うのですが、そこで生坂村の中心地でさえ、荒廃地そのままになっています。地元に住む一個人としては、何とかしてほしいという本当に切実に願っているところなんです。私も個人的にはいわゆるそういう荒廃地をなくそうと思って、必要以上に田んぼや畠の耕作をしております。これは決して、儲かってはいません。どんどんやるたびに面積が増えるたびに赤字になります。

このことをわかってほしいんですけども、そのような現状の中で農業委員会としての強い意見とか相手に対してもそういうことを、行政ってよりも農業委員会としてそういうことが意見として言えるのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。平田議員が上生坂の農地をたくさん耕作していただいて、農地保全に繋がっていることは、私も存じ上げております。本当に中心地でも、遊休農地化が進んでいるところがありまして、それは所有者の考え方、また草をなかなか刈れなくて、農業委員会からお電話をして、年2回ほど刈っていただいている農地もあることは、私も承知しております。ただ、そういう斡旋ができるくらいで、条例等ではなかなか締め付けができない状況でございまして、先ほど答弁したように、その農地の状況を農業委員会で把握をしていただいて、所有者に草刈り等の保全をお願いしているのが現状でございます。

今後もどのようにこの問題を解決していくべきか、農業委員会、また生坂農業プロジェクト会議で未来づくりプロジェクト会議でも、検討をしていきたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） もう一つですね、税金いわゆる固定資産税の通知をするときに、前に荒廃地になっているので、そういう通知の中に入れることができだというような真島課長から答えをいただきましたが、何か実際には、少しばかりやられておられるかどうか、ちょっと現状をお聞きしたいと思います。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 私の方から、再質問にお答えしたいと思います。

固定資産税の納税通知書内に村外者の方ですね、その方たちに対して、農地の保全だったりとか、春先、野焼きだったりとか、そういうこともされる方がいらっしゃいますので、そういうことにつきまして、注意していただきたいとか、適正に管理していただきたいとか、そういうような通知も一緒に入れて郵送しておるのが現状でございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今の件は、私も多分また全国的にみればそういうことがあって、どういう具合に解決されているか、そういう解決策しているところもあるかもしれませんので、私としてもまた調査をしたいと思います。

次の質問なんんですけども、いわゆる農業公社の現状が、人員不足と現状の機械ではますます増える委託耕作はできないとの回答がありました。特に上生坂のように整理された農地は面積も広くまとまっていることから比較的に扱いやすいということになっております。しかし地域によっては一枚の面積は小さく、機械に入る農道も狭く、また農道が急勾配で大型機械の移動は難しいことになっております。

しかし、荒廃地を少しでも広く、少しでも少なく、そういう目標があるならば今後の生坂農業の現状を考えると、農業公社の中に種々の機械を揃え、人員確保や、場合によっては農道の整備も検討していかなければならぬと考えておりますが、今後の農業公社の利活用についてはそういうこと、今のようなことが考えられないでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 7番平田議員の農業公社の機械導入および人材育成につきまして、ご回答いたします。国では人口減少や高齢化の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地に農地が適切に利用されなくなることは、懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速させるため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、基盤法等の改正法を令和5年4月1日に施行しました。

これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、農地を含め、地域農業をどのように維持発展していくかを農地所有者、耕作者、地域住民など幅広い意見を取り入れながら、関係者が一体となって話し合い、将来の農地利用のあり方を検討していく必要があります。

当村も人口減少や高齢化の影響により、農業公社が行っている農地の賃借、管理耕作、農作業の受託、農業技術研修など、その役割は重要度を増していますが、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用のあり方を明確化していきたいと考えております。その上で国や県の支援も受けながら、持続可能な方法を検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 要は農地が利用されやすいように、農地の集約化等に向けた取り組みを加速させた「人・農地プラン」を法定化して地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する過程での質問なんですが、当地においては農業公社の存在があるということ

なんですが、村によってはこういう農業公社、何もないっていうようなことを考えると生坂はまだいい方だというようなこと、プロジェクト会議の中でも話がありました。

この公社の存在がなければ、農業法人などの組織を立ち上げるなどの策を施さないと何も解決できないと思いますが、先ほど言ったように経営が難しい農業法人の設立はなかなか現実的ではないと思います。

農業未来創りプロジェクト会議でも、県の方が先ほど言ったように、生坂村にはまだ農業公社が存在しており、農地利用に貢献してくれているということで、話をされておりましたけども、行政として農業公社の今後のあり方について、もう少し具体的なことを研究してもらいたいというように私は思います。

次の質問ですが、平成23年6月議会で、吉澤議員から県の元気づくり支援事業で生坂大好き塾が実施されました。この事業から13年ほどが経過している現在、村の課題である人材不足が生じている現在、何とかしなければいけない重要な問題と考えております。そして生坂振興塾の提案があり、副村長から社会情勢の変化の中では、住民と職員が協調して対応することが必要と思うので、生坂振興塾について村長に事業提案したいとの回答がありました。

そこで、その後の経過について説明をお願いしたいと思います。なお、この地域振興塾については、議会でも佐藤先生、市民タイムスによく出てる先生が講師になって安曇野市で若者を中心に振興塾を開いて農業を生かしているとのそういう講演もお聞きしたことがあります。平成23年当時から考えますと、現在少子化がますます進む中で、社会生活が当たり前にできないことができなくなっている状況の中で、様々な人材不足となっており、どこの自治体も同じ課題であると思うので、現状において、長野県のそういう地域振興局からのそういういろいろの例題も中で来て講演などを聞いてきっかけになればというふうに考えております。そのことについて副村長から、まず答弁をお願いしたいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 7番 平田議員の質問に対してお答えをいたします。

私からは吉澤議員から生坂振興塾の提案後の経過についてお答えをいたします。吉澤議員からの提案後の経過については、令和4年度予算編成会議時において検討を行いました。その結果、令和4年5月28日から「生坂未来スクール」として4回開講をしております。

内容は「村からヒット商品を生み出せ」をテーマに1回目の講座では、ミュージシャンとして活動しながら、映画やCMなどを手がけているアーティストの講師により村の新しい商品や企画について学びました。2回目は松本でコーヒーショップを3店舗経営している講師から事業計画のプレゼンテーションを学びました。3回目の講座では、松本市在住のデザイナーでイラストレーターの講師から企画や商品のコンセプトが持つ雰囲気を参加者に伝える表現技法を学びました。そして、4回目には、テレビ番組やミュージックビデオ、CM等の動画の作成を行っている講師から1回目の講座から3回目の講座でそれぞれのグループで考えてきた企画を15秒のCMに編集することを学んできました。この4回の講座では、延べ47名の方からご参加いただき、皆さんそれぞれ自主的に真剣に講座に向き合っていただきました。答弁は以上です。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） それでは私から松本地域振興局との講演、また家庭菜園等の実施について答弁させていただきます。

農業の担い手不足、農地保全などについて、テーマを具体的にした上で、農業関係機関などの協力を得て講演していただくことは可能と考えております。

また、市民農園の開設につきましては、農地の出し手と受け手のマッチングをどのように行えばよいか、など研究していかなければなりませんし、近隣市町村で、市民農園を開設している自治体では、借り手が満足な管理をしてくれない、また圃場の使用料を支払ってくれないなどと、課題を抱えているところもあります。これらの課題も含めて今後検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君）議長。

○議長（太田譲君）平田議員。

○7番（平田勝章君）副村長にお願いしたいんですが、議会も含めていろいろ勉強会をやっているんですが、今言ったように大好き塾だとかってこうやってきたんですが、途中経過がなかなか間が空いているんですけども、今後定期的にこういう勉強会っていうか、こういうことをぜひ定期的にやってほしいなって私は思うんですが、自分ももう80の方に近くなってきたもんですから、なんていうかな、もうちょっと若い人も加えて、もうちょっと生坂村の現状を説明しながら、こういうような勉強会をお願いしたいと思うんですが、そういう見通しみたいなものなんか副村長のお考えはないでしょうか。

○副村長（牛越宏通君）議長。

○議長（太田譲君）副村長。

○副村長（牛越宏通君）ただいまの質問にお答えしたいと思います。

平田議員、言われたようにこういう村の振興を行っていくための人材を育てていく講座、また、塾ですかね。そのようなものについては先ほど平田議員が言われたような経緯で推移しております。

また、この質問については、いつだったかちょっと記憶に定かではありませんけども吉澤議員からもいただいております。そのときの意見っていうかその定期提案をもとに先ほど申し上げたように、令和4年度の予算編成会議で検討を行って、若い人が集まるような講座を開いたらどうかというような提案を職員からいただき、ちょっと検討した結果「いくさか未来スクール」として行った次第でございます。

この4回の講座を通じて村長も私もこれ4回とも出たんですけど、いろんな意見が活発に出てきて途中で辞められた方もいますが、最後までやっていただいた、出ていただいた方もおります。そのような状況を見る中で、何かどうかこのような事業をやっていくことにより、生坂村に今後の生坂村にとって大事なこと、必要なことが生まれてくるのではないかなどというふうに、私もこの塾に出て、思いました。それによりましてまた今後については、村長また各所属長と相談をしながら、どのような方法がいいのか、また検討して今脱炭素先行地域づくり事業のような大きな事業も実施しておりますので、その業務との関連とかまた業務の仕事の内容または仕事量とも踏まえながら、今の職員でどのようなことが対応できるかというようなことも検討をさせていただきたいと思います。答弁は以上です。

○7番（平田勝章君）議長。

○議長（太田譲君）平田議員。

○7番（平田勝章君）確かに大きな事業を抱えている中で、また職員も少人数でなかなか現実は大変だと思うんですが、そうですね、どっちかっていうと忘れられないように、そっちの方

だけにじゃなくてこっちの農業の方もぜひ、どっかで頭の隅に置いておいてほしいなというふうに思います。

それから、今振興課長にちょっとお伺いしたいんですが、今回今年の農泊では東京からも来られたんですが、松本地区からも1家族が参加されました。身近なところでも農業をやってみたい、などの考え方のある方はおられていると思います。市民農園の開始については、農地の出し手と受け手の中で身近な課題があることもわかりました。運営上の問題点はいろいろあると思いますけれども、要は一度に手を広げて行うのではなく、少しずつ実施するにはどのような方法があるのかも含めて、今回の農泊は東京方面でしたけども、松本地域から1泊しながら農業体験ができるか、も含めて検討してお願いしたいと思いますけども、再度振興課長にお聞きしたいと思います。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 平田議員の再質問にお答えしたいと思います。

今まで行ってきた農業体験ツアー、今回農泊体験ツアーという名称に変わったんですが、関東圏の方を対象に行っておりました。今回の松本の方、来られたのはホームページを見てお問い合わせをいただいて、ご参加いただいたということもありまして、1家族参加していただきました。

今回のようにまたホームページ等、公開しながら募集をしていきたいとは思うのですが、また市民農園の管理上いろんな問題等ありますので、今後どのように行っていきたいかにつきましては検討してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 意外と身近なところで農業をやりたいって人も結構、募集の仕方によつては何かいるような気がしますので、ちょっと検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問なんですけども、前回回答では農業未来創りプロジェクト会議でいわゆる農業のことについても検討したいというようなそういうこの回答がありました。

しかし、農業プロジェクト会議では、おもに道の駅いくさかの郷、かあさん家の方それらの報告だとかそういう説明、それで大体1時間くらい経ちます。それプラス農業のことについては、そこで報告だけじゃなくていろいろディスカッションするような会議になると思いますので、できれば、私としては別の会議にしてもらった方がいいじゃないかなというように思います。

そこで振興課長に、生坂のプロジェクト会議の検討内容について、ということでご答弁をお願いしたいと思います。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 平田議員の生坂農業未来創りプロジェクト会議の検討内容についてのご質問にお答えいたします。

生坂農業未来創りプロジェクト会議は農業関係機関、団体の連携により農業施策の調整を図るとともに、安定した農業経営を実現するため検討協議を行つてまいりました。

また、国では農地法、農業経営基盤強化促進法、食料・農業・農村基本法の改正、さらには、みどりの食料システム戦略を提示するなど農業を取り巻く環境は急速に変化していることから、今年度農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を策定しなければならなく、生坂農業未来創り

プロジェクト会議において、関係機関等と連携しながら地域の実情に即した持続可能な農業経営を推進してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今説明があったように、生坂農業未来創りプロジェクト会議の内容としては非常に濃いものがあります。その中でちょっと先ほど言ったように農業で生計をたっていくには今のところブドウが中心ですけども、最近、小舟の方も農業で生計を立てているように、少しずつですが何かそういうふうに増えているような気がするが、実際はなかなか、肉体的にも大変なものもあると思いますので、できればこういう農業については、水利組合とかそういう人たちも入れて、水利組合の組合長だけとか夫婦も入れて、そういう人たちが中心になって、もうちょっとディスカッションができればなというように、そうするとまたもうちょっと中身が濃くなると思いますので、そんなことも何か考えてほしいなというふうに思います。

次に、村営住宅の管理のあり方について質問させていただきます。村営住宅は村内の各所に存在しており、構造的には新築住宅や何年もたって老朽化した建造物もあります。それぞれの村営住宅に入居するには、入居時の契約書が交わされていると思いますが、民間の不動産屋さんが紹介するアパートなどに入居する場合、各部屋の壁などの傷みや汚れなどについて具体的な項目が記されており、汚したり壊した場合などの項目では、退去するとき、本人立会いのもとで費用についても話し合いが行われます。ましてや、ゴミの問題については、全て自分で片付けるのは原則になっております。

そこで質問なんですが、村営住宅に入居する場合の契約方法について、どの程度の内容で契約されているのでしょうか、について振興課長にお聞きしたいと思います。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 平田議員の村営住宅に入居する際の、契約方法についてお答えいたします。村営住宅へ入居を許可した方には、村営住宅入居決定書を発行し、その際に、住宅使用についての心得として施設の修理が必要となった場合の費用負担、および損害賠償等についてなど細かく記された書面をお渡ししており、部屋の鍵を手渡す際にも、入居者に口頭で説明を行っております。入居者が故意または過失により施設に損傷を与えた場合は、当然入居者の責任で修繕していただいており、住宅設備等の経年的な劣化や自然環境による劣化、損傷につきましては村で負担するケースもございます。

また、生活する中で生じる消耗品類や建具の小規模修理、壁紙の張替え、障子の張替え、給排水施設設備の快適な修理等は入居者にご負担いただいているのが現状でございます。

なお、生坂村村営住宅等に関する条例および生坂村村営住宅等の管理に関する規則並びに村長の指示する事項を遵守いただくよう、入居者から連帯保証人を立てて誓約書を提出していただいております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問したいと思います。環境についてですが、例えば、中村団地で公園を上がっていくと見えるところでは、空き家同然のところもあります。それは、障子も破けてるし、周りの草も刈ってないような状況なので、多分家賃は払っていると思いますけども、そういうような、いわゆる外からの環境がよくないようなことについて、そういうことについて

は、そこにずっと居るわけじゃないんですが、そこに住民が回りの人たちから見て環境によろしくないっていうのは思うんですが、その辺のところの村からの指導というのはできないでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 平田議員の再質問にお答えいたします。

外から見て障子が破れたり環境的に問題があるような住宅につきましては、村からも定期的に指導等はする場合がございます。それで直していただければよろしいんですが、なかなかそういう方も中にはいらっしゃいますけれども、村としては適正に管理していただくように注意等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 最近は、自分の常識が価値観の違いの方がいろいろな価値観がありまして、それがいいのかも、本人から見たらそれが正当化されるような今時代ですので、なかなか難しいものがあると思いますけども、そうやって言われると困るね、実際に回答はね。価値観の違いですから、はい。

次の質問ですけども、退去する場合は、全て綺麗にして返すのは当然であって、各部屋の壁の傷みとかあるいは周囲の雑草とか木の伐根、そういうようなものが本人当たり前にしているんですけども、要は退去するときの確認については村としてはどのように確認されておりますか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 平田議員の退去する際の確認についてお答えいたします。

退去時に入居者立会いのもと職員2名体制でチェックリストの項目ごと、細かく建物および設備等の状況確認を行っております。入居者が行うべき修繕箇所がある場合には、その場で説明を行い、ご理解いただいておる状況でございます。

また、そのときに部屋にゴミが残されていないことや、入居者が設置した備品等が残されていないかを確認を行うとともに、また残されたものがあった場合には、撤去していただくようお願いしているのが、現状でございます。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問なんんですけども、いわゆる今言ったように修繕するだとかいろいろ出てくるんですが、村営住宅の場合にはそういう敷金とかそういうものについてはどのようにになっているかについてお聞きしたいと思います。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 平田議員の村営住宅の敷金についてお答えいたします。

入居時に家賃の3ヶ月分に相当する金額を敷金として納めていただいております。退去時に修繕が必要な場合につきましては、敷金から補填をしていただいているのが現状でございます。

なお敷金の取り扱いにつきましては、入居時に書面および口頭で説明を行っております。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 当村においても、町の不動産屋さんのように契約書類が交わされ、当村では、借りる人の立場に沿って、貸し借りが行われていることがうかがわれますし、行政が家とか、いわゆる家屋とか電気、ガス、水道などの件で相談にのってやることも大事なことですけども、第三者から見ると難しい問題も含まれているように思いました。また借りる人も、ゴミの問題や家の周りの環境などは価値観の違いはあると思いますが、人間が生きていく最低限のマナーだと私は思います。

農地の荒廃の問題もそうですけども、人に迷惑がかかっていると思うと何とかしなければならないというように思いますけども、これも価値観の違いでしょうか。これで、私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩にしたいと思います。

再開は14時35分とします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時33分

○議長（太田譲君） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。次に、4番 望月議員。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 4番 望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、空き家問題の今後の対応についてです。

空き家の増加が社会問題になっています。長野県は、山梨、和歌山に次いで3番目に空き家が多い県です。令和4年の資料ですが、生坂も世帯数714に対し、空き家の数は234、割合は北部の方が高いです。

多くの自治体と同様に、生坂も空き家バンク、補助金等、様々な対策を講じて、空き家の利活用の推進を図っています。空き家バンクを通しての年間斡旋契約数は10件前後で、登録された物件はすぐに売れてしまい、物件が足りないという話を聞いたことがあります。担当部署は、固定資産税納付通告書に、空き家バンクの説明書を同封したりして、登録を推奨していると伺っています。所有者の方は、空き家への愛着もあり、簡単には手放せないのはわかりますが、年月がたてば、痛みがひどくなるばかりだし、税金は容赦なく降りかかってきます。ほとんどが村外か、県外在住で、接触は困難です。村内にお住まいの血縁の方や、知人の皆さんに、所有者の方にアドバイスをお願いしたいと思ったりします。

最初の質問です。現時点での空き家バンク登録は、何件でしょうか。その中で、賃貸物件は、何件でしょうか。お願ひします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 4番 望月議員のご質問にお答えをいたします。空き家バンク登録件数と、そのうちの賃貸物件についてであります。

村では平成22年度に空き家バンク制度を立ち上げ、以降、約90件の登録があり、そのうち村を通じての契約件数が6割を超え、その他の契約によるものを含めると8割近くが売買または賃貸で利用がされてきており、移住による定住対策に寄与してきているものと考えております。

ご質問の現時点での空き家バンクの登録件数であります、令和5年度、1年間で見ますと、11件の登録がありまして、うち賃貸物件は4件であります。現在村のホームページ上で公開されている物件であります、先週末では、4件ありましたが、1件契約ができそうだということで1件削除いたしまして、今日現在、3件であります、そのうちの1件は土地のみの売却も含めておりまして、土地のみを含め現在3件で、全て売却を希望されている物件となっております。以上でございます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 空き家バンク登録が90件、その8割、約70件が契約成立とは、とても素晴らしい数字だと思います。ただ、空き家が年々増えている現状を考えると、登録数を増やす努力をしなければなりません。冒頭でも言いましたが、所有者の血縁者や、知人等から情報を得て、登録に向けて積極的に働きかけていただきたいと思います。

総務課長に再質問です。令和5年度のこの契約件数の内容なんですが、もしお答えいただけるのなら、例えば、賃貸は、何件あった、売り物件は何件、そして例えば賃貸の場合は、住宅にしたのか、それとも事業者とか店舗にしたとか、そういうことをわかる範囲で結構ですのでお答えいただけますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

令和5年度分の、空き家バンクの状況の詳細ということであります。先ほど申し上げましたとおり、令和5年度では11件の登録がございまして、そのうち4件が賃貸希望ということで出されました。そのうちの4件につきましては、4件とも契約がされておりまして、実際こちらにもう来て住んでるかどうかってことはちょっと把握ができませんけども、契約が済んでる状況であります。4件のうち1件は事業所としても利用がするという物件が1件あると承知をしております。その他の売却を希望される物件につきましても、ちょっと1件だけ不明ではあります、その他は契約の方が整う状況か整ったということではほぼ1件を除いては、全て空き家利用されるというふうに理解をしております。以上でございます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） よくわかりました。これからも、空き家バンク、どんどん登録が増えるといいと思います。

次の質問に移ります。私は、村が空き家を買い上げて、公共施設、例えばみんなが気楽に寄つてお喋りしたり、相談できる場所にしたり、シェアハウスみたいなものでもいいかなとも思うんですけど、民泊やレストランをやってみたいと思っている人を募って、家賃を取って貸し出すという方法もあると考えますが、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員のご質問にお答えをいたします。

空き家の公共施設の利用等についてというご質問でございますが、現在空き家登録となる物件は、先ほど望月議員ご指摘のとおり、一定のニーズがあることから、短い期間で契約の成立に至っている状況でございます。これまで、村が購入または借受した物件があり、移住者田舎体験ハウスや地域おこし協力隊、新規就農者の住居として利用してきております。購入した物件は6件で、田舎体験ハウスの他、新規就農研修者の住居として賃貸し、研修終了後も利用していただいております。また、借り受けている物件は6件でございまして、地域おこし協力隊と新規就農者が現在利用しております。

村が空き家を買い上げた上で移住と起業のセットによる利用、あるいは公共施設としての利用は可能ではありますが、村による民間空き家の活用については、家の状態や立地条件が判断材料であり、特に新規就農者への住居とする場合などは農地と圃場との関係や家族構成、また付属建物や敷地なども検討してきているところでございます。

空き家の活用につきましては、これまで村の空き家バンクに登録いただき、村のホームページ上で公開をし、その物件に対し、利用希望者の問い合わせと申し込みをするというスタイルでございましたが、これに加えまして今年度から民間が行っています空き家のマッチングサイトを活用しまして、空き家利用希望者と空き家所有者の双方が、情報提供と情報の取得ができるように進めているところであります。そうすることで、利用希望者のニーズも把握することができ、空き家の利用の幅が広がることが期待できるところでございます。

これまで、村が買い取りをした物件は、新規就農者を中心に戸貸し付けを行ってまいりましたが、議員からいただいたご意見に関しましては、今後新たな空き家物件も見込まれますので、利用希望のニーズを把握しまして、利用目的、物件の状況、持ち主の意向なども考慮した上で、借りるのか、買い取るのかも含め、空き家対策の中で検討をしてまいりたいと考えております。以上答弁といたします

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 市町村にとって、空き家問題は深刻な課題です。自治体は、空き家バンクの登録を始め、様々な対策に知恵を絞っています。京都市は空き家の活用、適正管理等に関する条例を作っていますし、岡山の瀬戸内市は移住交流促進協議会を立ち上げました。生坂も令和4年に空き家等対策計画を策定し、調査や対策を講じています。

答弁にもあったように、地域おこし協力隊や新規就農者の利用はありますが、それだけではとても追いつけません。そこで思いついたのが今回の質問です。生坂は温暖な気候で暮らしやすく、四季折々の自然が豊かで、農業も盛んです。国道も通っていて、都市部への交通はそんなに不便ではありません。

長崎県小値賀町は、2019年に木造の古民家を再生して、4軒の宿泊施設と1軒のレストランをオープンさせました。希望者がいたからこそできたことだとは思いますが、その人たちが開店に

こぎつけるまで、小値賀町はできる限りの支援をし、応援をしたとあります。おかげで交流人口が増え、Iターンする人もいて、人口増に繋がったと資料にありました。

生坂らしい民泊やセカンドハウス、古民家レストランがあれば、交流人口は絶対増えます。経済的効果も期待できます。買い上げか、賃貸は、次の段階として、まずはそれにふさわしい物件探しが急務だと思います。所有者との話し合いも大事です。築何十年の空き家の改修は、費用もかかりますが、村の将来への投資だと割り切るのが賢明だと思います。先ほどの答弁にもありましたけど、幸いマッチングサイトの活用を始めたようなので、利用希望者は探しやすくなりました。緑豊かな森の古民家で、ゲストハウスやレストランをやってみたいという人は、きっといます。

ここで村長に再質問です。空き家活用支援チームっていうものを作って、放置されている空き家や、今後の空き家の利活用のために活動していただくということは、どうでしょうか。どういうふうにお考えになりましょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員の質問にお答えをいたします。

空き家活用支援チームということで取り組みはいかがかということでございますが、現在当村は大好き隊の中で、空き家の専門に相談に乗ったりしている隊員が1人いますし、また職員の中でも空き家対応をしている職員が1人おいでになります。

そういう中で、空き家の件数を増やすということは本当に登録件数を増やすということも大事でございますし、この間の信毎に頼んでいろいろと意向調査をさせていただき、その結果を今回の広報をいくさかで掲載する予定でございますが、なかなか今後、跡取りが一緒に住んでいなくて、どうすればいいかと悩まれてる方もいますので、そういう現状も調査しながら、できればIターンを増やすことも大事で当村も本当に移住・定住の補助金は近隣の市町村より厚遇だと思ってます。

100万とか120万のリフォームの補助も出ますので、そういうものの他に、今後私の考えとしては、Iターン者を増やしたいと、生坂村で生まれ育った方が、なかなか帰ってきてくれない、働く問題とか家庭の問題もありますが、私、中学卒業したとき同級生80人いました。A、B、2クラスで40人ずつ80人。今生坂村に住んでる同級生は10人ぐらいです。それだけ減ってるということは人口これどうしても減少します。それを移住者だけに頼るのではなく生坂村で生まれ育った方が、ぜひ生坂に帰ってきて、生坂の家を継いで、生坂で生活してもらうことは大事ではないかと、これを大きな課題として取り組んでいきたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 確かにIターンで戻ってきてくださって、人口が増えれば、それが一番いいことなんだと思います。村のことをよく知りいらっしゃる方が来て、村のために働いてくださり、事業をしてくだされば、今後の村のためにはとてもいいことだと思います。

実は、私5月に小学校の読み聞かせの会で6年生を担当しました。そのときに、「村のいいところって何?」って聞いたんです。そしたら、「給食がうまい」って言いました。「じゃあ、悪いと思うところは?」「店が無い。」「電車が来ない。」もう即答でした。

これは、商業的な分野が活発になってくれれば、例えば、村に事業所を作って、会社を設立しようとか、そういうふうに思ってくれる方も出てくるかもしれませんし、そうすればIターンIターンにも繋がるかもしれません。事業所が増えれば、それだけ村も活気付くし、例えば、でき

たてのパンを売ったりするお店ができたり、賑やかになってくれれば、もしかしたらコンビニも出店してくれるかも知れません。そういう期待も生まれてきます。とにかく村が活気よくなつて、人口が増えてくれればいいなと思って、こんなような質問をさせていただきました。

いろいろ申しましたが、ぜひ今後も空き家対策、多方面から検討していただくことを願つて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（太田譲君） 次に2番 山本議員。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 2番 山本吉人です。通告どおり、一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項ですが、京ヶ倉登山など、生坂村のアウトドアフィールドの観光・レジャーの展望について質問させていただきます。わが生坂村には、京ヶ倉・大城という魅力のある登山ができる信州の山里があります。さらに、スカイスポーツ公園を拠点としたパラグライダー、犀川での川鱒などのルアーフィッシング、カヌーでの川下りなど、小さな村の中でたくさんのアウトドアフィールド、レジャーができる全国的に見ても希少な村と感じています。

一方、この素晴らしいアウトドアフィールドを十分に活用した地域振興、観光、レジャーが少しできていないとも感じています。生坂村には、やまなみ荘、いくさかの郷、と観光商業施設があります。これからは、アウトドアフィールド、レジャーと繋がりのある地域振興、観光をさらに積極的にすべきと考えています。

そこで、京ヶ倉登山など、生坂村のアウトドアフィールド、観光、レジャーの展望について、次の質問をいたします。

まず、一つ目、これまで何度か質問があったと思いますが、京ヶ倉の登山道の維持管理について。現在までは、「大城・京ヶ倉を広く世に出す会」生坂村観光協会が中心として作業してきたと思っておりますが、高齢化も進み、若手の参入が必要と考えています。今後、人材確保も含め、維持管理をどうしていくのか質問させていただきます。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 2番 山本議員のご質問にお答えしたいと思います。大城・京ヶ倉の登山道について今後の人材確保も含めた維持管理についてというお尋ねでございますが、大城・京ヶ倉の登山道の維持管理は、「大城・京ヶ倉を広く世に出す会」生坂村観光協会が中心に、現在登山道整備を行っておりますが、昨年度は、きのこ山組合の協力を得ながら登山道整備を行っております。

今年度は、地域発元気づくり支援金を活用して、ロープの張り替えや傷んだはしごを撤去し、耐久性のあるアルミ製のはしごに交換するなどの整備を予定しております。議員もご存知かと思いますが、「大城・京ヶ倉を広く世に出す会」につきましては、会員の減少や高齢化に伴い会の存続が危ぶまれております。大城・京ヶ倉は村の宝でもあります。後世に伝えていかなければなりません。近年大城・京ヶ倉は、登山客に親しまれ、多くの皆さんに知つていただけるようになっており、ファンも多くなつてきていると思われます。そのような皆さんから会員になつていただき、維持管理作業にも参加していただくとともに、会を存続していければと考えますので、村民の方も含め、会員募集の配信など、積極的に行っていきたいと考えております。以上答弁いたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 再質問したいことがあります。

今年はロープの張り替えや傷んだはしごを撤去し、耐久性のあるアルミ製のはしごを交換するなどの整備を予定しているとのことなんですが、実際に現在どの業者が、どうやるのかということは決定しているのでしょうか。教えていただきたいです。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 再質問にお答えいたします。

まだ業者さん等につきましては、決まっておりません。またそこら辺については、今後決定して、実行していく予定でございます。以上です。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） わかりました。まだ、決まっていないようありましたら、私個人的にも県の山岳協会に所属しております、過去にも、理事等やっております。これから京ヶ倉・大城というのは、国内だけではなく世界的にも注目される場所にもしていきたいなと私は思っております。その中でも県山岳協会での愛好家による登山道のコースの推奨、またはベンチ等の設置、はしごの作り方等をレクチャーしていただき、理想的な登山道または眺望の展開、このようなものを加入していけばさらなる飛躍、ファンが増えると思います。

また、インバウンドの効果もありまして、今、海外の登山の方もだいぶ長野県に入っておられます。生坂村のこの京ヶ倉・大城、私から見ても頂上から見る犀川の蛇行ですね、これは非常に稀に見るいいロケーションであります。あれほどくっきりと川が蛇行している中で京ヶ倉の眺望また、北アルプスが見える、非常に素晴らしいところだと思います。この辺も含めこれからの登山道の計画の中に、県山協とか山の愛好家の意見を取り入れたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） お答えいたします。

今議員おっしゃられるように、いろいろなアドバイスをいただきながら今後進めていきたいと思いますので、またいろいろな提言等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） もう一つ質問したいんですが、維持管理または会員の増加ということで、村民の方も含め会員募集の配信などを積極的に行っていきたいとありますが、それはSNS、YouTube等の配信なのか、それともまた別の方法なのか、また今の段階でどんな内容でしていきたいのか、もしお聞かせいただければお願ひしたいです。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 再質問にお答えいたします。

まず定期的というか、年に2回、春と秋、トレッキングツアーワーを行っております。その際にも参加していただいた方に会員募集のチラシをお配りしたりしてございます。また今後ですが、SNS等を利用しながら募集をしていきたいと考えております。以上です。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) 先ほど言いましたが県山岳協会でも信濃毎日新聞社でもこういった感じで京ヶ倉の宣伝、PRがあります。非常に良い評価を受けております。この辺を使いながらのYouTube、SNS等でやるのもまた会員の募集となるのかなと思いますので、また利用していただければと感じております。

では、次の質問にいきたいと思います。京ヶ倉登山のアプローチのアクセスに不便を感じている登山者が多くいます。下山者が長い距離、下道を歩かないと車に戻れない状況であります。多くの方に登山してもらうには、入山、下山しやすいアプローチが望ましいと考えております。改善等考えているのかどうか、お聞きしたいです。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 山本議員の質問にお答えいたします。

京ヶ倉登山道のアプローチのアクセスについてということでございますが、議員ご指摘のとおり、万平に車を置いて入山して、下生坂に下山した場合、車まで戻るには国道、村道を経由して長い距離を歩かなければなりません。

理想としますと、大城から緩やかに万平まで戻るルートがあれば、違う景色等楽しめると思いますが、現時点では、山の地形等の詳細な情報がないため、安全なルートを確保することができるか確認できていない状況でございます。しかしながら、今後は検討が必要ではないかと考えております。以上、答弁といたします。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) なかなか難しい問題であるとはそうなんんですけども、今後は検討が必要ではないかと考えているということなのですが、若干でもいいので、今対策としてはどういうお考えがあるのでしょうか。すいません、申し訳ないです。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 再質問にお答えいたします。

明確なお答えがまだできないような状況でございますが、山に詳しい方等にお聞きしたりして、そういうところが、そういうルートは造ることができるかどうか、ちょっと検討していきたいと考えております。以上です。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) すいません。ちょっと難しい問題ですいませんでした。

令和6年度の生坂村観光協会の総会で、この間ですね、観光協会事業として「大城・京ヶ倉をもっと世に出す事業」というのがありますて、「2050ゼロカーボンに向けたプラスワンアクション」トレッキングツアーを参加者に対して、マイボトルの持参を呼びかける、またツアー時の登山道まで、移動はCO₂の排出削減のため各自の車で移動せず、マイクロバスで移動する、大変いい取り組みだなと思います。ぜひ、この企画成功させていただきたいと思っております。その中の提案ですが、やはりバスの送迎となると、送迎の運転手の問題等ありますて、平日も含めて、常日頃のマイクロバスでの送迎は難しいかなというところもありますて、EVカートを使った送迎ができないか、という風に考えております。EVカートを設置することで運転手の心配がなくなる。またゴルフ場のようにですね、ルートを決めまして導線を張り、先ほどの万平のコースは違いますが下生坂の方から下山したときに、そこから生坂村のいろいろなところを、場所を巡りながらやまなみ荘に帰ってくるというようなルートコースも面白いのではないかと思います。

カートを乗りながら帰れるということになれば登山者の方の慰労も兼ねて疲れも取れるんじゃないかなとやまなみ荘でのお食事または入浴、いろんなさまざまな外貨を落としていける事業にもなるかなと思っております。この辺についてですが、EVカートの仕様等を考える方針等はこれから考えていただけるでしょうか。すいません。大丈夫すいません。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 山本議員の再質問にお答えをいたします。

EVカートは太田議長が試験的に5月に運用をしていただいて村内の各道路を走っていただけて可能であるというような報告も受けております。EVカートをどのように運用するかは、これからちょっと検討しなければいけないと思いますが、脱炭素を考えるとEVカートで村内を運行していただくことは本当に脱炭素に繋がりますので、それも今回どのように研究していくか、また山本議員とも相談をさせていただきながら、やまなみ荘の誘客にも繋がりますので、前向きに検討していきたいと思います。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） すいません。質問のし方がちょっと悪かったですけども、ありがとうございます。EVカートの利用というのは非常にいいなと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきたいと思います。生坂村のアウトドアフィールドの観光、レジャーを広めるためにも、各自治体や専門機関の連携が必要だと思いますが、村はどう考えているのか教えていただきたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番 山本議員の質問にお答えをいたします。

各自治体や専門機関との連携について、どのように考えているかというご質問でございますが、当村ではパラグライダー・ラフティングについては、専門家の指導等が必要でありますので、トレッキングについても、その部門に長けた企業とのコラボを行っております。また、近隣自治体とはサイクリングなどを行っておりまして、アウトドアフィールドの観光、レジャーを広めていくには、近隣自治体や専門の企業の方々との連携は必要であると考えております。

また先日、UAゼンセン長野県支部の村づくり委員会が来ていただきまして、UAゼンセンの組合員向けのPRと商品化を目的に、やまなみ荘に宿泊をしていただきながら、犀川ラフティングやマレットゴルフ、eバイクでの周遊、そば打ち体験、道の駅いくさかの郷での買い物を楽しんでいただきます宿泊プランを企画されて、その試行をしていただきました。今後このプランも導入に向けて調整してまいりたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 宿泊プラン、大いに期待しております。それに付け加えて、さらに生坂村のアウトドアフィールドの観光、レジャーを広めるために、もっと積極的な各自治体や専門機関の連携が必要と考えます。例えば、アウトドアスポーツグッズの大手であるモンベルのフレンドエリア、フレンドショップに登録することで、生坂村のアウトドアフィールド、アウトドアスポーツ、パラグライダー、カヌー、フィッシング、登山のPRが全国レベルで可能になります。

現時点でも、モンベル独自で京ヶ倉トレッキングが企画され、開催されております。また、モンベルでは、各自治体との連携もとれており、各自治体とのアウトドアフィールドの観光と繋がりのある生坂村として全国の人との繋がりが、さらに深くできるものと考えております。

専門機関と連携することでメリットは他にもあります。新しいアウトドアスポーツの企画、例えば京ヶ倉でのいろいろなトレッキングの方法だけでも多数できると思っております。いくさかの郷、やまなみ荘も入れたものもできると考えております。自治体と連携もとりやすい、例えばモンベルのような専門的な連携は可能でしょうか。教えていただきたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 実は5月にやまなみ荘に、2回、モンベルの関係で大城・京ヶ倉トレッキングツアをしていただきました。そういう関係もありまして、やまなみ荘の定例会で少しフレンドエリアとかフレンドショップについて研究をしていくこうという話は、進めています。具体的にはまだモンベルとも何もお話はしておりませんが、また山本議員もそちらの方は詳しいようですので、また間に入っていただいて、一緒に来たインストラクターがやまなみ荘も気に入つていただいて大城・京ヶ倉も気に入つていただいて、どんどん連れてこれますよと言われましたが、こちらの体制もございますので、そちらの方は今後、本当に研究していきたいと思います。

この「大城・京ヶ倉を広く世に出す会」は、吉澤議員が最初に質問をされて、私が村長になつた頃から始まった事業でございまして、その頃は みなみらんぼうさんが登つていただいて、「山と渓谷」に掲載をして、ぐっと広がった事業でございます。私も本当に力を入れてやってきましたので、今後も生坂村の宝であります大城・京ヶ倉を広く世に出していきたいと思います。またご指導お願いしたいと思います。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 理解しました。大いに期待したいと思います。

では、次の質問させていただきます。いくさかの郷、やまなみ荘との京ヶ倉登山などレジャーに来た方への企画、商品などの提供は充実しているのか教えていただきたいと思います。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 山本議員のご質問にお答えいたします。

私からは、道の駅いくさかの郷の関係についてご説明いたします。

今年度、道の駅いくさかの郷、5周年記念ということでいくさかの郷では「京ヶ倉あんぱん」を売り始め、登山した後にいくさかの郷に寄っていただき、登山記念として購入いただいております。また、元気づくり支援金を活用して、マフラータオルを作成し、登頂記念として登山客にお渡ししたいと考えております。生坂村を象徴するようなデザインとしてコレクションできるよう、4色のマフラータオルを作成し、話題性の増加を図り、観光客やリピーターの確保に繋げ、集客促進を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) 2番 山本議員のご質問にお答えをいたします。

私の方からはやまなみ荘の関係ということで答弁をさせていただきたいと思います。

山本議員ご質問の京ヶ倉登山などに訪れていただいた方へ、企画、商品の充実についてでございますが、これまでにもやまなみ荘では、コロナ前になりますが、トレッキングのお客様に対して登山口、下山口までの送迎サービスを実施していた経過がございます。また犀川ラフティング体験と合わせたプランや、ふるさと納税でパラグライダ一体験をセットにしました宿泊プランをご用意しておりましたが、新型コロナウイルスの影響などによりまして、現在まで一般向けの実施は見送っている状況でございます。

山本議員ご指摘のとおり、当村は自然を生かしたアウトドアに恵まれました地勢でそのポテンシャルは非常に高いものがあると思われます。こうした強みを今後やまなみ荘への集客、誘客に効果的に結び付けていくため、現在トレッキング来訪者向けに送迎サービスや昼食付きの宿泊プランの検討や、犀川ラフティング、パラグライダ一体験などの再開に向けて、受け入れ体制の整備等を進めているところでございます。答弁は以上になります。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) それではいくさかの郷についてちょっと質問させていただきたいと思います。

非常にマフラー等、いい企画だと思っております。さらにこちらは、私からの提案ですが京ヶ倉から見た生坂は先ほどもお話しましたが蛇行して犀川は非常に美しく、写真化したら、多分非常に見栄えのするものだと思います。一般的な北アルプス等でありますパノラマ写真ですね。こういった形で犀川を中心に北アルプスを眺められる、こういったものを、ポスターを商品化するのも非常に魅力的な企画になると思います。思っての以上に、地形を生かした写真等を撮って販売する、またはいくさかの郷へ掲載するこんな眺望が見えますよ、というところの宣伝はもっと積極的にした方がいいかなと感じております。このような企画等は、できるでしょうか。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) それでは、私の方からお答えいたします。今議員がご提案していただいた内容につきましては、今後進めていく中で可能かとは思いますが、検討してまいりたいと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） すいません。また、度々ですけども、あと生坂村でこのアウトドアフィールド、やまなみ荘、いくさかの郷というのを繋いでいく中で、欲しいなと思うのはインフォメーションですね。旅行に必要なインフォメーション、今の設置条件だといくさかの郷ですか、そちらの方にインフォメーションあつたら、この生坂村の中でこういったコースがあるよ、こういった繋がりがあるよ、というような交通案内、観光案内ができる場所というのを、新たに作るというのは非常に効果的だと思っております。この辺もまた検討してもらいたいとは思うんですが、いかがでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 現在、いくさかの郷の窓に村内の案内看板が設置されております。以前元気づくり支援金で何年か前に作成したものでございます。そういうものもありますし、また新たにそういうものを検討していかなければならぬと思いますので、今後また提案等も、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） では、次、やまなみ荘についてご質問させていただきます。先ほど送迎サービス、昼食付の宿泊プランの検討とありましたけども、今では何か今年は新たに何か新しいプランとかは計画されているんでしょうか。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど私ご説明をいたしました登山道入口また下山口までの送迎、また登って頂上の方で食べさせていただく おこ昼、そういうものを付けたセットのプランということで、まだ事務方レベルではありますが、調整しております。

これでまた、夏はなかなか登山者、少ないですが、秋の紅葉になりますと、非常に増えてくるかと思いますので、そこら辺にターゲットを絞りまして登山に関する窓口といいますか、受付ができるような体制を整えていきたいということで、検討しているところでございます。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 私たちちょっとこちらの方に提案というか提言のようになってしまふんですけども、登山者トレッキングの方はやはり四季を通して生坂村の京ヶ倉登山をしたいという方は多分多いと思います。

そこで例えばですね、春には破竹で作ったたけのこご飯、それを利用したおにぎりを作った「破竹おにぎりを食べながら京ヶ倉を登ろう」というような企画、こんなのも楽しんじやないかなと思っております。また、秋には松茸。他にいろいろジコボウ等とれますので、「京ヶ倉とキノコ鍋で感じる生坂村」というようなもの題し、企画するのもまた素晴らしいんじゃないかなと

感じております。またこういうのも検討できるかどうか、また、再度質問ですけれども、こちらから希望するものあれば企画等を進められるかどうか教えてください。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） ご質問いただきましてありがとうございます。

大変貴重なご意見でございますので、そういった名前ですとか、ネーム非常に大切だと思いますので、また誘客に繋がるよう、そういったことも含めてツアーの方、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） また検討よろしくお願ひいたします。

それでは最後の質問をさせていただきます。村民の方にも、生坂村のアウトドアフィールドの素晴らしさを感じてもらう企画などを定期的にしてはどうかという質問ですが、お願ひいたします。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 山本議員の村民の方にも生坂村のアウトドアフィールドの素晴らしさを感じてもらう企画などを定期的に、というご質問にお答えいたします。

現在までに小中学校では夏休みにラフティングで川下り、中学校での大城・京ヶ倉の登山、北海道標津町の中学生との交流時ではパラグライダ一体験などのアウトドアフィールドを活用した体験等を行っております。また、金戸山百体観音巡りや村内各所の自然豊かな場所で健康増進にも繋がる「いくさか歩こう部」などを開催しております。

今後は、村民の方々を含め、村外の方にも生坂村のアウトドアフィールドを知っていただけるよう、赤とんぼフェスティバルなど、イベントの際に大城・京ヶ倉のトレッキングのDVDの放映や、パラグライダーのVR動画による疑似体験などをしていただく企画を、まずは考えてまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 大城・京ヶ倉のトレッキングのDVD放送や、パラグライダーのVR動画による疑似体験などといって、とてもいい企画だと思っております。これに加えて村外でのアウトドアフィールドの、村の方、優先なんですけどそういうことの体験っていう企画はあるでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 今のところ、やまびこドームでイベント等があった時にそういうようなパラグライダーの疑似体験等を行った経過がありますが、現在そういったイベント等がございませんので、またそういう機会があれば検討したいと考えております。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） すいません。ちょっとわかりづらい質問をしちゃってすいませんでした。

今質問した理由はですね、村内の方にアウトドアフィールドを身近に感じてもらって好きになつてもらいたいっていう意味でちょっと回りくどい質問いたしましたが、京ヶ倉、または川釣り、パラグライダーこういったものを本当に好きになってもらうには、まずは別の場所で例えば、パラグライダー、桜池、カヌー、サップであれば、木崎、青木湖、登山であれば北アルプスというのも経験していただくと、京ヶ倉また生坂村にあるアウトドアフィールドの素晴らしさというのが、ますます身近に感じられて、郷土愛に繋がるかなと。そういう面でも、村内だけに目を向けるのではなく、本当に村内のアウトドアフィールドを見直すためには、時々村外のフィールドに目を向けてやることも、何ですか最後の質問ですけども、アウトドアフィールドの素晴らしさを感じるということに繋がると思いますのでこういった企画もまた考えていただければなと感じております。そういうのもまた希望としてはしたいと思いますので、それはどうでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 再質問にお答えしたいと思います。

村外のそういうアウトドアフィールドを体験してした上で、生坂村の良さも感じていただけるところもあるかと思います。

その点につきましてはまた、どういうふうにしていいのかっていうところも含めて、また一緒に考えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 本当にちょっとうまく説明できない質問で、本当に申し訳なかったですが、私もこの京ヶ倉を中心とした生坂村のアウトフィールドを広めたいと思っておりますので、行政共々いろいろ企画していきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上で質問を終わります。

○議長（太田譲君） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会

○議長（太田譲君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、20日木曜日の午前10時から再開し、委員長報告および追加議案の提出、並びに討論・採決等を行います。

本日はこれにて散会します。

起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後3時 31分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年6月13日

議長

久田義

署名議員

藤澤幸恵

署名議員

望月典子

令和6年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

9日目（6月20日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・追加日程
　　追加議案
　　議員提出議案3件
　　質疑、討論、採決
　　議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	5 P
・質疑	7 P
・委員長報告	8 P
・討論、採決	10 P
・追加議案	14 P
・採決	15 P
・発議	16 P
・質疑、討論、採決	16 P
・発議	17 P
・質疑、討論、採決	18 P
・発議	18 P
・質疑、討論、採決	19 P
・発議	20 P
・質疑、討論、採決	21 P
・議員派遣の件	21 P
・継続審査の申出	22 P
・村長挨拶	22 P
・閉会の宣言	23 P

令和6年第2回 生坂村議会定例会

令和6年6月20日 午前10時 再開

議事日程

【9日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		追加議案提出・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

令和6年第2回 生坂村議会定例会

令和6年6月20日

追 加 議 事 日 程

【9日目－追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第33号	生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について	
2	議案第34号	生坂村教育委員会委員の任命について	
3	発議第2号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について	
4	発議第3号	さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について	
5	発議第4号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について	
6	発議第5号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について	
		質疑・討論・採決	
7		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 中 山 茂 也 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 田 中 翔 太 君

◎再開　　開議　　午前10時00分

○議長(太田譲君)　起立。礼。着席してください。

○議長(太田譲君)　これより、令和6年第2回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君)　本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたい
と思いますので、ご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては個人判断とします。

○議長(太田譲君)これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君)　日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番字引議員、7番平田議員を指名します。

◎日程2・委員長報告

○議長(太田譲君)　日程2・この12日に各常任委員会に付託した議案第30号から議案第32号までの事件案1件、条例案1件、補正予算案1件、請願6・第1号、請願6・第2号、陳情6・第2号、陳情6・第3号の合わせて7件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君)　はじめに、総務建経常任委員長、山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君)　議長。

○議長(太田譲君)　山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君)　総務建経常任委員長　山本吉人です。ただいまより、令和6年第2回定例議会総務建経常任委員会委員長報告をしたいと思います。

総務建経常任委員会は6月12日、事件案1件、予算案1件について付託された議案審査を6月14日午前10時から第2会議室にて、出席議員、山本、平田、吉澤、太田、行政からは藤澤村長、牛越副村長、総務課は藤澤総務課長と担当係長、振興課は真島振興課長と担当係長の出席で開催しました。

総務課関係と振興課関係について、細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第30号「生坂村移住者田舎体験ハウスの指定管理者の指定について」この議案は、生坂村移住者田舎体験ハウスの指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、指定管理者申し込みや農業公社1件だけだったかの問い合わせに、申し込みは1件のことでした。田舎体験ハウスの年間どのくらい利用しているのかの問い合わせに、1ヶ月単位の長期利用で5組、短期の利用で2組、年間でおよそ7組から8組が利用しているとのことです。

議案第32号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」この予算案は既定額に1億6894万9000円を追加し、総額を33億594万9000円とし、地方債の限度額を7370万円追加し、債務負担行為の設定2件をする補正予算です。

主な内容は、歳入で地方交付税716万6000円、分担金および負担金1862万円、国庫支出金3015万2000円、県支出金2220万8000円、諸収入1710万3000円、地方債7330万円を増額し、歳出では、各課において、人事異動による人件費の補正を行い、総務費6270万5000円、民生費1513万6000円、農林水産業費2583万7000円、土木費6542万9000円を増額し、衛生費で332万7000円の減額をするとの補正予算となっております。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

総務課関係の主な質疑は、第2のふるさとプロジェクトで、首都圏を中心とした村外から継続参加者10名の募集とあるが、どういう条件で設定するのかの問い合わせに、生坂村の観光大使となり得る方を面接などで決定していくとのことです。

第2のふるさとプロジェクトに合わせて、京ヶ倉登山等の動植物等説明できる専門ガイドの育成をしていくべきではないかという問い合わせに、ガイドの必要性を感じているので、今後検討していくことです。

いくさか「創造の森」の活動に参加する対象者で、継続的に参加できる人を増やすことは事業を推進していくのに良いのではないかの問い合わせに、その点も踏まえ、参加希望者を募集していくとのことです。

第2のふるさとプロジェクト いくさか「創造の森」参加者等にふるさと応援金を募ってもらうなど、ふるさと応援金を増やしていくことを考えていくべきとの問い合わせに、大変重要なことであり、検討していくことです。

第2のふるさとプロジェクト、生物多様性ネイチャーポジティブなどの自然学習を村内の子供たちも対象に行なった方がいいのではないかという問い合わせに、これから実証しながら、今後のプロジェクトで検討していくことです。

第2のふるさとプロジェクトを進めていくのはいいが、それをどう人口増加に繋げていくのかの問い合わせに、観光大使での村のアピールもしながらも、これからはリターンで、村に戻ってくる人を増やすことも考えていきたいということです。

次に、振興課関係の主な質疑は、単身者向け定住促進住宅は、ZEH住宅になるのかの問い合わせに、ZEH住宅で建設することです。

上手地区の定住促進住宅予定地で、周辺の竹やぶ、または水たまりができやすい場所があるが、対応はしてもらえるのかの問い合わせに、適切な対応をしていきたいとのことです。以上で、総務建経常任委員会の報告を終わります。

○議長（太田譲君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○1番（島幸恵君） 議長

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番(島幸恵君) 議案第32号「令和6年度生坂村一般会計補正予算(第1号)」 総務課部分についてお伺いいたします。

第3表、債務負担行為で、地域マイクログリッド構築に係る工事費として、債務負担行為期間令和6年度から令和8年度まで 限度額8億8800万円が出ています。これはもう債務負担行為として、将来の支出をあらかじめ約束する行為であって、次年度以降に経費の支出を義務付ける契約を締結するときに用いるなどの債務負担行為の将来に渡った建設のことについてだと考えます。

議会において、マイクログリッドが認められているという発言が、総務課長の方から総務建経常任委員会の審議中にありました。議会が、マイクログリッドの建設を認めたというのは、いつというご認識でしょうか。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務建経常任委員長。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 島議員から質問がありましたことに対してお答えいたします。

先ほどマイクログリッド、いつ決められたかということですが、3月の定例会で予算は決定しています。今は手段としてどうやっていくかということを議論しながらやっていく中ですけども、島さん知ってるかと思いますが、3月に「草の根通信」というものが発行されてまして、こちらの方にマイクログリッドの件、またここですね、3月議会でこの予算を通すことが、採算が取れるかどうか根拠がされていない事業云々と書いてありますけども、3月議会で承認されているということで、先ほど言われた債務負担行為、これは正当なものでありますし、議会としましては、行政側は着実に活動事業をしていくということを見守りながらやっていくということが決定しております。以上です。

○議長(太田譲君) その他、質疑はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 同じく「令和6年度生坂村一般会計補正予算(第1号)」 議会費についてお伺いします。6ページなんですかと委託料とし

○議長(太田譲君) 島議員。申し上げます。

生坂村会議規則第54条で、質疑は同一議員につき、同一議題について2回を超えることはできないとなっておりますので、今言われた議案第32号についての質疑は認められません。

○1番(島幸恵君) 同一のことなんです

○議長(太田譲君) 同一議題です。

○1番(島幸恵君) はい。わかりました

○議長(太田譲君) また先ほどの質疑に対して委員長報告に対する質疑は、委員会の経過と結果に対する報告のみに限られておりますので、先ほどのように事業の内容についてお話しすることは本会議や、また委員会審議に戻ることになってしまいますので、以後、注意してください。

今回は委員長が答えていただけたので認めましたが、以後気をつけてください。その他、質疑はございませんか。

○議長(太田譲君) なければ、次に社会文教常任委員長 島議員

○社会文教常任委員会委員長(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○社会文教常任委員会委員長(島幸恵君) 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長 太田譲殿

社会文教常任委員会委員長 島幸恵

社会文教常任委員会は6月12日、本会議において社会文教常任委員会に付託された、条例案1件、予算案1件、請願陳情4件の案件についてこの17日午前10時から第2会議室において委員議員 島、望月、藤澤、字引の4名が出席し、委員会を開催いたしました。

出席者は、藤澤村長、牛越副村長、総務建経常任委員議員4名、説明者には中山住民課長、松沢健康福祉課長、上條教育長、坂爪教育次長、関係係長他5名で詳細に説明を受け、審査を行いました。慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により、ご報告いたします。

議案第31号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」について。この議案は生坂村税条例の一部を改正する条例案で、関係部分の改正により条例の関係部分について改正を行う条例案です。

第34条の7第1項は、公益信託の見直しによる所得税法の改正に伴う寄附金税額控除の適用範囲の規定の整備による改正です。公益信託や、これに寄付を行う個人、法人に対する課税等に税制上の措置が講じられることにより、公益信託制度の活用拡大が見込まれます。第56条は、固定資産税の非課税の範囲について、法律改正に合わせて改正するものです。全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第32号「令和6年度生坂村一般会計補正予算(第1号)」について。この予算は既定額に1億6894万9000円を追加して総額を33億594万9000円とする補正予算です。

主な内容は、歳出で住民課関係では、定額減税に関する調整給付費で1139万円、住民基本戸籍台帳費でシステム標準化に伴う改修委託料に27万1000円、やまなみ荘老朽化のため、浴室、厨房を主に施設改修するための設計委託料で、990万円、下生坂南部ゴミ集積所修繕料として20万円。

健康福祉課関係では、転入による見込みの増と子供加算分を含め、非課税世帯臨時特別給付金として230万円、村外へのバスの乗り継ぎ方の映像作成委託料として、41万3000円、高齢者生活福祉センターの火災報知器の通報装置が壊れてしまったため、修繕・交換の費用と非常口の誘導灯を1個交換する委託料として35万4000円、扶助費として30万円。

教育委員会関係では、子供のための教育保育給付に60万円、子ども子育て支援の充実として、チャイルドシート、ベビーカーなどの貸し出し機材の更新充実、貸し出し料の無料化、お祝いギフト事業に36万1000円、就学支援入学祝い金として4万円、文化財の保存・活用として元気づくり支援金を活用し、住民と協働した旧平林住宅「一星亭」の建物内の整理、片付け、簡易な修繕の実施また、住民向け見学会や学習会・セミナーの開催に84万9000円、社会文教常任委員会部分について、全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、住民課関係では、やまなみ荘浴室改修に伴い、ジェットバスなどを取り付けて特色が出せないかという質問に対し、ジェットバスは菌が発生しやすく、衛生管理が難しいので考えていないとの回答でした。

やまなみ荘改修に伴う設計委託で断熱改修等、脱炭素事業交付金も出るのか、という質問には、今回は厨房の配管など交付金に該当しないので、全額過疎債を充てる、とのことでした。改修に当たっては農業体験等で宿泊する方もいるので、集客に影響のない時期を考慮してほしいとの意見が出ました。

定額減税に伴う調整給付金について、所得税で259名 900万円、住民税で76名 104万円を見込んでおり、余裕を持って1030万円の調整給付金を計上しているとのことでした。定額減税の仕組みが複雑で事務が煩雑にならないか、という問い合わせに対しては、システム改修で対象者がわかり、給付額が算定できるようになる。申請書も作成できるので助けになる、とのことでした。

健康福祉課関係では、非課税世帯臨時特別給付金対象者は、令和6年度に新たに住民所得割の非課税世帯になった世帯との説明がありました。対象世帯には1世帯当たり10万円の給付、またこの世帯に関わる18歳までの子供1人当たり5万円の加算金がつきます。昨年同じ事業をやっており、昨年度対象となっていた方は、今回対象とはならない、とのことでした。

元気づくり支援金を使って公共交通の乗り方について、映像やホームページなどで周知したり、イベントをしたりする事業が行われています。効果などの検証をした方がいいという意見が出ました。地域支えあい推進会議の中で、意見を聞きながら検証して進めていく、との回答でした。

教育委員会関係では、子供のための教育・保育給付は公平になるように給付してほしいとの意見が出ました。金額については、公定価格が出ており、決まりや基準にのっとって給付している、との回答がありました。

「一星亭」の耐震化ができないのか、との質問に対しては、建物の活用方法が決まっていないので、まだお金がかけられない。しかし、地震が来て、倒壊したら困るのでうまくできる点がないか気にしていきたいとのことでした。

また、保存のために資する資料はきちんと目録を作った上で保存していくとの回答でした。

村民運動会を行うのが難しくなり、今年から「いくさかスポーツフェスティバル『いくスポット』」が行われることになりました。年に何回行われるのかという質問に対しては、年に1回との回答でした。

小学校の運動会と一緒に開催できないか、という意見に対しては、子供たちの発表の時間が削られてしまう、準備が全て学校側になるのではないか、と先生たちが心配している、との話がありました。今年度『いくスポット』をやってみて終わってから会議を開き、そのような話があったということも出して、検討していきたいとのことでした。

『いくスポット』の財源はという質問には、村民運動会の予算、との回答でした。

請願6第1号「へき地教育振興に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県なみの水準に戻すことを、長野県知事に求める請願について」請願内容の趣旨に賛同し、全員賛成で継続して県に意見書を提出すべきものと決定いたしました。

請願6第2号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願について」請願内容の趣旨に賛同し、全員賛成で継続して国に意見書を提出すべきものと決定いたしました。

陳情6第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬を引き上げの再改定を早急に行なうことを求める陳情書について」陳情内容の趣旨に賛同し、全員賛成で国に意見書を提出すべきものと決定いたしました。

陳情6第3号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について」陳情内容の趣旨に賛同し、賛成多数で国に意見書を提出すべきものと決定いたしました。

以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(太田譲君) 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

◎討論

○議長(太田譲君) なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告がありました議案第30号から議案第32号までの事件案1件、条例案1件、補正予算案1件、請願6第1号、請願6第2号、陳情6・第2号、陳情6第3号のあわせて7件を一括して反対討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。「令和6年度 生坂村一般会計補正予算(第1号)」総務課関係部分について、まず反対の立場から討論をいたします。

第3表で債務負担行為として、地域マイクログリッド構築に係る工事費として、令和6年度から令和8年度まで、限度額8億8800万円が出ています。債務負担行為というのも、先ほども申し上げたんですけども、将来の支出をあらかじめ約束する行為とのことで、先ほど山本委員長に答弁いただいたんですけども、令和6年3月の当初予算で議会によってマイクログリッドの建設も認められているという答弁をいただきました。

先ほど、私のあの通信も見せてお話をいただいたんですけども、令和6年の3月の当初予算では、マイクログリッドの調査・設計で1650万円は計上されています。これは議会で認められています。あとはそのマイクログリッドの蓄電池を買うのに、これは5500万円、これもマイクログリッドのものとして認められています。

令和5年度は調査・設計費としてマイクログリッドの調査・設計費として1800万円が計上され、これは使われたんですけども、私はマイクログリッドの建設8億8800万円という債務負担行為、将来に渡っての上限なんですけども、使っていくということはもう建設をする、もう工事をするということだと思います。

私としては、議会は調査・設計と、あと蓄電池を買うというのは3月の当初予算で認められたんですけども、この8億8800万円というのが、根拠というものが、私はわかりませんので、やはりここは賛成しかねるかなというふうに思っております。というのも、この1800万円という令和5年度の調査・設計費でもう結果というものが出て、この8億8800万円という金額が出ていると思うんですけども、私は1800万円を使ってどのような調査・設計がされて、この8億8800万円が導き出されたのか、今年度の調査・設計費1650万円もどのように使われるのか、というのも私はわかりません。

2月、令和5年度なんですけども、2月17日に環境省の方に申請書として出されたものの51ページには、大体これ、こういうことをやっていくらぐらいお金がかかるよっていうのが出てるんですけども、これでマイクログリッドでは設備・投資額として10億5700万円というふうに書いてあります。

今回補正予算で債務負担行為として出ているのは8億8800万円なんですけども、これ令和6年度から令和8年度ということで、これで終わるのか、総額が一体いくらになるのか、どんなものをじゃあ買って生坂村のどの辺に電柱を立てて、電線を引っ張って、システムを構築していく

のか。これから24日から第3回の脱炭素村民説明会が始まります。そこで今回 いくさてらすと、あと松本信用金庫さんが契約をしたときに、詳細な事業計画というのを いくさてらすから松本信金さんに出したということを、副村長さんがこの前の一般質問で答弁してくださったんですけれども、やはり事業計画というのも第3回の

○議長(太田譲君) 島議員に申し上げます。

債務負担行為について討論を述べると言っているんですけど今の話は、マイクログリッドとは関係のない いくさてらす と蓄電池等、そのなんでしたっけ今言ってた、経営に関してのことですので関係はありませんので、簡潔に述べてください

○1番(島幸恵君) 私が申し上げたいのは、これだけの大きなお金を使って大丈夫なのかというところです。

村民の皆様にも、事業計画をしっかり説明をして、マイクログリッドをやるなら、これが本当にじやあどのように必要性があるのか、費用対効果はどうなのか、継続性、維持管理費そういうものも、まずはしっかり出してから村民の皆様にご納得いただいてから、私はあの事業をやるべきではないでしょうか、ということは前々からも申し上げているところなんですけれども、いろいろな補助金が入って、何かを建てて、それがじゃあ維持管理できるのか、本当にそれが必要なのか。今もう既にある公共施設などを見て、私は大丈夫なのかな、心配になるんです。本当にもう上手くいけば、それは本当に素晴らしいことです。

ですので、まずは説明会などで村民の皆様に、しっかりその費用対効果、事業計画、継続性などを説明してご納得いただいてから出すべきではないでしょうか。まずはこれだけの大きなお金なので、8億8800万円で終わるかもわかりません。ですので、私はこの総務課関係の債務負担行為に反対の立場から討論をさせていただきました。

もう1点、議会費について、先ほどすいませんちょっと聞けなかったんですけれども、会議録作成費として59万4000円、今回の補正で出ています。昨年度の12月議会で、30万円、3月の議会で30万円、今回で59万4000円、前回のまでの60万円で、令和4年度分の会議録ができるそうです。今回の59万4000円で令和5年度分の会議録ができるということなんですけれども、やはり会議録というのは、皆さんに議会のことを知つもらう大事な情報源です。2年以上も公開されてない、滞っているということは本当に大変なことです。委員会のときにも申し上げましたけれども、もっと予算をつけて、もう大急ぎで会議録は作成するべきだと私は思います。

ですので、この補正予算の議会費において、私は増額をぜひしていただきたい、令和6年度分、もう議会始まっていますので、令和6年度分もしっかりつけていただきたい。その意味で、反対の立場から討論をさせていただきました。以上です。

○議長(太田譲君) 次に、賛成討論はありませんか。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) 賛成討論を行いたいと思います。先ほど島さんのでもありましたけれども、私も若干自分の気持ちを少し言わせてもらいます。

今現在世界的にも日本全国的にも脱炭素社会に向かって動いております。その中で、生坂村が脱炭素事業をやっていけるということは非常に素晴らしいことだと私は思つております。先ほど、島さんの方でマイクログリッド等の予算、大きな金額で認められないと言っておられましたが、昨年度、私の中でも村内で行政側からも、できるかぎりの説明があつたと思います。それに

対して、議会も3月の予算案、このときに慎重審議をし、決定しております。ですから、肅々とこの素晴らしい脱炭素事業というのは、行政の方たちにやっていきたいと思っておりますので、私は賛成しております。

もう一つ、議会費がありますが、議会事務局等の、この間の委員会でも説明ありました。令和5年度末終了させて、それから令和6年度に移るという調整をしていくという、はっきりとした説明がありましたので、私はその言葉を信じてやっていきただけたらなと思っております。以上、私の賛成討論を終わります。

○議長(太田譲君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論ないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

初めに、議案第30号「生坂村移住者田舎体験ハウスの指定管理者の指定について」を採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第31号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第32号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第32号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、請願6・第1号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願を採決します。

請願6・第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって請願6・第1号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、請願6・第2号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願」を採決します。

請願6・第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって請願6第・2号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6・第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情」を採決します。

陳情6・第2号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、陳情6第2号は、委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6・第3号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」を採決します。

陳情6・第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって、陳情6・第3号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 先ほども申し上げましたが、当議会は他の委員会の委員が傍聴出席することを心がけ、質疑も認められており、村民、村のためにより深い審議ができるよう、議会活動として行っております。

その中で、しっかり質疑等行われているはずですので、委員長報告等での質疑は先ほども述べたように、その対すること以外のことについての質疑は基本的には認められておりませんので、しっかり議会会議規則等読んでいただき、その旨をしっかり理解をして発言を行ったりするよう注意をお願いいたします。

○議長(太田譲君) ここで暫時休憩をしたいと思います。全員協議会を行いますので、第3会議室にお集まりください。

休憩 午前 10時45分

再開 午前 11時05分

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) 再開いたします。

お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、本日理事者より追加提案されております

議案第33号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」
議案第34号「生坂村教育委員会委員の任命について」
議員より提出されております
発議第2号「へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める意見書」の提出について
発議第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の提出について
発議第4号「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」の提出について
発議第5号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」の提出について
のあわせて6議案と「議員派遣の件」を追加したいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。
よって議案と「議員派遣の件」を日程に追加します。
ここで、追加日程を事務局より配付していただきますので、しばらくお待ちください

◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、追加議案のご審議をよろしくお願ひいたします。

議案の説明につきましては、

議案第33号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」

この人事案件は生坂村固定資産評価審査委員会委員の丸山秀光氏が任期満了になるため、新たに北澤金善氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間であります。

議案第34号「生坂村教育委員会委員の任命について」

この人事案件は教育委員会委員の牛越秀男氏が任期満了になるため、新たに星野卓氏を任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和6年7月1日から令和10年6月30日までの4年間であります。

以上の議案でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程1・議案第33号～追加日程2・議案第34号

○議長(太田譲君) お諮りします。

追加日程1・議案第33号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」

追加日程2・議案第34号「生坂村教育委員会委員の任命について」の人事案件2件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認め、追加日程1・議案第33号、追加日程2・議案第34号の2件を一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎採決

○議長(太田譲君) この2議案は、それぞれ人事案件ですので、質疑討論を省略し、採決に入ります。

最初に、議案第33号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第34号「生坂村教育委員会委員の任命について」を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第34号は原案のとおり同意することに決定します。

◎追加日程3・発議第2号

○議長(太田譲君) 追加日程3・発議第2号「へき地教育振興法に鑑みへき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

提出議員の朗読説明を求めます。1番 島議員

○1番 島議員 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番 島議員 発議第2号「へき地教育振興法に鑑みへき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について」朗読いたします。

地方自治法第99条の規定により、県に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月20日提出

提出者 生坂村議会議員 島幸恵、

賛成者 生坂村議会議員 望月典子、賛成者 生坂村議会議員 藤澤幸恵、賛成者 生坂村議会議員 字引文威

「へき地教育振興法に鑑みへき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書」

長野県知事 阿部守一様

県議会議長 山岸喜昭様

へき地教育振興法は、都道府県の事務として特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究および資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言または援助等、教員および職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参考して条例で定めています。

長野県は、2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8パーセントの8分の1にすぎない1パーセントにするなど、大幅な減額を行いました。

現在では地域手当の一率1.7パーセント分を加えると、基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復すること、必要であると考えます。

生坂村議会議長 太田 譲

記

1 教育の機会均等法と中山間地域における教育水準の向上を図るため、へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差、相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。以上です。

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑・討論に入ります。

追加日程3・発議第2号について質疑討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程3 発議第2号「へき地教育振興法に鑑みへき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程4・発議第3号

○議長(太田譲君) 追加日程4・発議第3号「更なる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

提出議員の朗読説明を求めます。1番 島議員

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 発議第3号「更なる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」、朗読説明いたします。

地方自治法第99条の規定により、国に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月20日提出

提出者 生坂村議會議員 島幸恵

賛成者 生坂村議會議員 望月典子、賛成者 生坂村議會議員 藤澤幸恵、賛成者 生坂村議會議員 字引文威

更なる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、
総務大臣様

生坂村議會議長 太田譲

2025年度から、小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、多様化し、複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含め、更なる学級定員の引き下げが望まれます。

よって、国および政府におかれでは、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2025年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1 どの子にも行き届いた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること

- 1) さらなる少人数学級の推進
- 2) 複式学級の学級定員の引き下げ
- 3) 教員基礎定数算出に用いる係数の改善

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑・討論に入ります。

追加日程4・発議第3号について質疑討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程4・発議第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程5・発議第4号

○議長(太田譲君) 追加日程5・発議第4号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。
提出議員の朗読説明を求めます。1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 発議第4号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について」
朗読説明いたします。

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月20日提出

提出者 生坂村議会議員 島幸恵

賛成者 生坂村議会議員 望月典子、賛成者 生坂村議会議員 藤澤幸恵、賛成者 生坂村議会議員 字引文威

訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

介護報酬の改定で訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに、怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは、在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねません。訪問介護は、特に人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は、常勤でも全産業平均を月額約6万円下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は、22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は、基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

1 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月20日、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣 宛

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑・討論に入ります。

追加日程5・発議第4号について質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程5・発議第4号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程6・発議第5号

○議長(太田譲君) 追加日程6・発議第5号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

提出議員の朗読説明を求めます。1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 発議第5号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について」朗読説明いたします。

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月20日提出

提出者 生坂村議会議員 島幸恵

賛成者 生坂村議会議員 望月典子、賛成者 生坂村議会議員 藤澤幸恵

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連は1979年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年条約に批准した。

現在189カ国が批准している。1999年には、女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、選択議定書を国連総会で決議採択し、現在115カ国が批准している。

しかし日本政府は、いまだ批准に至っていない。選択議定書は、国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置を取るよう、同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済や性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待される。選択議定書の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することに繋がる。

よって生坂村議会は政府と国会に対し、本年10月に国連女性差別撤廃委員会による第6回目の日本報告審議が行われることを見据え、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求めるものである。

以上地方自治法第99条に規定により意見書を提出する。

2024年6月20日

生坂村議会

内閣総理大臣 様、総務大臣 様、法務大臣 様、外務大臣 様、内閣官房長官 様、内閣政府特命担当大臣 男女共同参画 様、衆議院議長 様、参議院議長 様
以上です。

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑・討論に入ります。

追加日程6・発議第5号について質疑討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程6・発議第5号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程7・議員派遣の件

○議長(太田譲君) 次に、追加日程7・「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

「議員派遣の件」については、お手元に配付してあるとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認めます。

よって「議員派遣の件」はお手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

○議長(太田譲君) 次に、日程4・「閉会中の継続審査および調査の申し出について」を議題とします。

○議長(太田譲君) お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

会議規則第74条の規定により、これを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認め、議会運営委員長 平田議員、総務建経常任委員長 山本議員、社会文教常任委員長 島議員から申し出のありました閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

○議長(太田譲君) 以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了しました。これで本日の会議を閉じます。ここで、村長の挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和6年第2回生坂村議会6月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

12日から9日間の会期の6月定例会でございましたが、提出しました議案を原案どおりにご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今定例会では、防災行政無線同報系デジタル化改修工事と地域マイクログリッド構築に係る工事費の債務負担行為をお認めいただきました。

防災行政無線同報系デジタル化改修工事につきましては、村民の皆さんへの防災情報等の伝達手段であります既設のアナログ防災行政無線の設備を電波法の改正や国の方針等により、デジタル化移行が必要なための改修工事であり、この工事により安定した通信環境の維持を目指して、防災・減災・災害に強い村づくりに結びつけてまいります。

地域マイクログリッド構築に係る工事につきましては、脱炭素先行地域づくり事業の一つであり、上生坂と草尾の両区内にあります公共施設やブドウの圃場を自営線で繋ぎ、太陽光発電や小水力発電による再エネ電力を補い合うことで、平常時はもちろん、非常時でも安定した電力が確保できるように構築いたします。

そして、災害対応にあたる公共施設や建設会社、避難所となる施設の他、主要産業でありますブドウ栽培の継続に必要な設備などを計画しており、行政機能と産業の災害対応力の強化を図ることができるところでございます。

いよいよ、来週24日月曜日、小立野区から10区に出向いて村政懇談会と脱炭素事業に関する村民説明会を開催いたします。

第1回の脱炭素事業に関する村民説明会において、別の区の会場や2~3回出席されて発言をされた方は、移住者で子育て世帯の皆さんが多いようでしたので、もし自分の区の説明会に出席できない場合は、8月3日土曜日午後2時からの説明会にリアルかWebでご参加いただければとお願いをする次第でございます。

また引き続き村づくり推進室とヒッタイショでもそれぞれのご質問やご意見をお聞きし対応させていただくなど、しっかりと門戸を開いておりますので、気軽にお問い合わせいただきたいと考えております。

昨日のゼロカーボン推進プロジェクト会議において、株式会社いくさかてらすの概要、契約プラン、料金シミュレーション、各料金、株式会社いくさかてらすPPA電力販売事業収支、外部評価委員会、村民説明会のQ&Aなどについて協議をし、24日の村民説明会と25日村内全戸配布の「龍と子」6月号の内容がほぼ固まりました。

これらの内容につきましても、説明をさせていただき、村民の皆さんのご理解とご協力を引き続きお願いしてまいり所存でございます。

今年度も来週から赤とんぼフェスティバル実行委員会長合同会議、いくさか敬老の日実行委員会などを開催し、各種イベントを昨年度と同様に開催してまいりたいと思いますので、議員各位

と委員各位など、関係の皆さんと協議をさせていただき、さらによりよいイベントにしていきたいと考えているところでございます。

生坂村絆づくり支援金は、当初予算で200万円をお認めいただき、今月28日が申請の締め切りとなっております。担当に聞きましたところ、現時点で9件ほどの申請と問い合わせが来ている状況でございます。今年度は例年になく、多い申請でありますので、審査の結果を踏まえて補正予算をお願いする可能性がありますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

地域発元気づくり支援金を活用して行う事業は、今年度中に事業を完了しなければなりませんが、今定例会で関係予算をお認めいただきましたので、それぞれの事業に取りかかることができます。

そして、今年度も両支援金を活用して、それぞれに協働事業を行っていただきますので、実施される皆さんに力を合わせて、元気を出して活動をしていただき、村内外に小さくても元気のある生坂村を発信していただければとお願いをする次第でございます。

それでは、村民の皆さんのがんばりと力を結集して、明るい夢や希望が広がる生坂村の未来のために、議員各位にも「生坂村第6次総合計画」「いくさか村づくり計画」を念頭に置いていただき、建設的なご意見、ご提言を頂戴しながら検討協議をお願いし、村民の皆さんとの協働による村づくりの継続により、村政運営を進めてまいる所存でございます。

議員各位には、引き続きご健勝にてご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会

○議長(太田譲君) 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し深く感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和6年第2回生坂村議会定例会を閉会とします。

○議長(太田譲君) なお、この後全員協議会を開催します。開会はトイレ休憩などを挟み、集まり次第直ちに再開いたしますので第3会議室にお集まりください。

○議長(太田譲君) 起立。礼。大変お疲れ様でした。

閉会 午前 11時 39分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 6年 6月 20日

議長

石川 信也

署名議員

宇引文底

署名議員

平田勝章